

JOURNAL OF  
JAPANESE PRISON ASSOCIATION

監獄協會雜誌

第九號 第三拾五卷

大正十一年九月二十日發行(每月一回廿日發行)



◇ 民衆の犯罪に對する理解……………(卷頭言)

假出獄制度に就いて……………司法省 參事官 清水行恕…(四)

行刑の個別化に就いて…………… 辻敬助…(三)

社會と個人殊に犯罪者……………囑託 本田喜代治…(六)

教誨師の服裝改良を斷行せよ……………教誨師 菊屋老龜…(六)

時論 一 兼

監獄學要領……………文學士 佐々木英夫…(四)

行刑危言…………… 奈加川生…(五)

◇ 巢鴨監獄の作業製品賞牌を受く……………(六)

残暑片語…………… 見十生…(七)

行刑に於ける名譽制度……………教誨師 武田生譯…(九)

監獄官吏と囚人との感情問題……………教誨師 藤木法林…(五)

監獄統計—彙報— 質疑回答— 叙任— 命報— 贈與

## 假出獄制度に就いて (承前)

司法省 清 水 行 恕  
參事官

## 第二 獨逸に於ける假出獄制度

現行獨逸刑法は其の第二十三條乃至第二十六條に假出獄に關する規定を存して居る。現行獨逸刑法は千八百七十一年五月十五日に出來たのであるが、假出獄制度は右刑法に依つて初めて制定せられたのではない。獨逸に假出獄が出來たのは千八百六十二年で、獨逸聯邦の一つになつて居るザクセン王國が同年六月五日と十一月五日の司法省令を以て、條件付に刑の執行を免除する制度を作つたのが獨逸に假出獄制度の出來た初めである。尤も既に千八百十三年に出來たバイエルンの刑法は、其の第十二條に不定期刑を規定し、犯人にして改過遷善の實を擧ぐるに於ては、比較的早く自由の境涯に復歸することを得せしめ、又其の第十三條は定期の懲役刑に處せられたる者にして、勤勉にして改悛の情あるときは、刑期四分の三執行の後刑期短縮の恩恵を與ふることを得ることを明にして居るけれども、之を以て獨逸に於ける假出獄制度の嚆矢と見ないのが定説のやうである。右の次第で假出獄制度は先づザクセン王國に採用せられ、一面刑法學者のホルツェンドルフ等が假出獄制度の理論的研究の發表をしたことなどが原因となつて、假出獄制度が千八百七十年の北獨逸同盟の刑法に採用せらるゝに至り、次で千八百七十一年の現行獨逸刑法中に規定せられたのである。

ザクセン王國が千八百六十二年に假出獄に似た制度を採用するに至つたに依りて、英吉利に於ける假出獄制度の影響を受けて居ることは疑ない。英吉利に於ける假出獄は夙に獨逸の學者の研究の目的物となり、殊に Julius だの Tellekamp だの v. Miltchmann だのが其研究の結果を報告したことが、英國主義の假出獄制度が獨逸に紹介せらるゝに依りて非常に有力なものであつた。而して之によつて刑罰の執行は漸次之を緩和し、犯人をして自由の境涯に這入らしむべきであるといふ思想が次第に濃厚になつたのである。其結果が千八百六十二年にザクセン王國の檢事總長フオン、シユワルツェ氏の献策に基き、同國王ヨハンが假出獄のやうな制度をザクセンに實施するに至つたのである。

斯の如く獨逸國の假出獄制度はザクセンの制度に負ふ所が多いので、順序として先づザクセン王國の假出獄制度を研究して見ることは決して無益なことではない。同國に於ける假出獄制度は千八百六十二年六月五日と十一月五日の司法省令に依つて確立せられたのである。同省令に依れば、勞役刑 (Arbeitstrafe) 及び懲役刑 (Zuchthausstrafe) に處せられた者は、其刑の執行中行狀善良にして改悛せりと認めらるゝ場合に於ては、刑の執行終了前に釋放せらるゝことを得るのである、即ち國王の恩赦權の發動に依つて刑期終了前に出獄を許さるゝのである。然しながら其の恩赦權發動の形式を考へて見ると、刑期終了前の出獄の際直に恩赦が與へられるのではない。兎に角先づ出獄させる、そして殘刑期間を取消さるゝことなく經過すれば茲に初めて殘刑期間に對する恩赦が與へられるのである。換言すれば受刑者は無事に殘刑期間を經過すれば恩赦に期待をもつて出獄せしめらるゝのである。英吉利の假出獄と比較すると彼に於ては條件付恩赦を與へて出獄せしめるのであるが、ザクセンの制度は假に釋放し、而して自由の境涯に於ける試練を濟ました上で無條件

に恩赦が與へられるのである。即ち英吉利の制度では恩赦其ものに條件を付して受刑者を釋放し、ザクセンの制度は釋放其ものは恩赦に基かすしてなされ、其後に於て無條件に恩赦が與へられるの差異があるのである。ザクセンの假出獄に付ては詳密な規定は存して居らぬが、比較的長期の刑に處せられた者に之を許して居たやうである。實際上二年以上位の受刑者に適用して居るやうである。執行期間の如きも一定しては居ないやうであるが、兎に角大部分の執行を終ることを必要として居た。釋放に付ては監獄は適當なる居所を調査し、殘刑期間内は警察が特別に視察をすることになつて居り、其成績は良好で相當の聲價を收めたのである。ザクセンの制度中最も注目すべきは、釋放後の監視期間が或る場合には殘刑期間と一致し、或る場合には殘刑期間より短縮せられ或る場合には之より延長せられることである。尤も延長する場合には受刑者の明示の承諾を得ることを要件とする。

千八百六十二年にザクセン王國が假出獄制度を認めた後千八百六十四年に至つて、獨逸聯邦の一つであるブラウンシュワイヒ侯國に於ても亦假出獄制度を設けた。千八百六十四年八月四日の同國の自由刑及其の執行に關する法律第十條に依れば、二年以上の刑の言渡を受けたる者改悛の情あるときは、少くとも三分の二執行の後假に釋放することを得る旨の規定がある。而して同國に於ては監視期間を一年以上として居る。

▲  
 ザクセンの假出獄制度が模範となり先づ北獨逸同盟の刑法に採用せられ、次で千八百七十一年に出來た現行獨逸刑法中に假出獄の規定が出來ることになつたことは先に一言した所である。現行獨逸刑法は其總則中に假出獄の規定を存して居るが、僅に第二十三條乃至第二十六條の四ヶ條だけ、單に大綱を示したに止まり、其實施に付ては各聯邦に於て詳細な規定を作つて居るのである。獨逸刑法第二十三條に依れば、長期の懲役又は禁錮に處せられたる者刑期四分の三（尤も一年以上なる事を必要とする）の執行を受け、且其の間行狀善良なりしときは其の者の同意を得て、假に釋放せらるゝことが出來ることになつて居る。之に依れば假出獄の恩典に預ることの出來るものは、懲役囚と禁錮囚とだけである。禁錮囚（Die zu einer Festungshaft Verurtheilten）は假出獄を許されない、又無期懲役囚は假出獄の恩典に浴することが出來ない、此點は我國の制度と異つて居る所である。獨逸に於ては禁錮は常に有期であつて無期禁錮といふ刑罰はないから、（獨逸刑法第十六條參照）禁錮囚はすべて假出獄を許されるのである。尤も第二十三條は假出獄の條件の一つとして、少くとも一ケ年は刑の執行を受けることを必要として居るから、一年以下の懲役又は禁錮に處せられた者は假出獄を許される限りでない。又拘留囚には假出獄の適用がない。其以外には何等の制限がないから、外國人と雖も假出獄を許されるに妨げない。又初犯者たるも累犯者たるも區別せぬのである。尙假出獄後再入監したる者も亦假出獄の條件さへ具備すれば之を與へて差支ないのである。

▲  
 假出獄の條件は第二十三條に依れば刑期四分の三の執行を終り、然も少くとも一年執行を受けたること、其の期間内行狀善良なりしこと及び受刑者に於て同意すること之なり。刑期四分の三の計算につき、本刑に算入せらるべき拘留監拘留日数を計算に入るべきや否やにつきは學者間議論の存する所で、Bindingの如きは消極説を取つて居る。即ち通算せられたる拘留監拘留日数を控除し、實際執行を受くべき期間を標準として、四分の三を割出すべきものであると主張するも、Ruhbo, Geyer, Schwartz等は之に反し通算せられたる拘留監拘留日数も執行を受けたる日数と見て、四分の三の割出すべきものとして居るが、消極説が正當である。實際の運用に付ては彼に之を述べやうと思ふ。

假出獄の條件が具備すれば、茲に假出獄が與へられ得ることになるが、之が爲めに受刑者が権利として釋放を要求することが出来るものと考へてはならない。

△ 假出獄を許可せられた者は一定の期間内行狀善良であらねばならぬ。而して出獄の際課せられたる特別の義務を守らねばならぬ。(獨逸刑法第二十四條) 其の期間は第二十六條に依れば、釋放の時から判決を以て言渡された刑期の満了に至るまでの間である。出獄の際如何なる特別の義務を課すべきかは施行細則の定むるところである。假出獄の許可を受けたる者假出獄を取消さるゝことなくして殘刑期間を経過したるときは、刑の執行を終りたるものと看做されるのである。(獨逸刑法第二十六條) 假出獄を取消さるゝことなくして、殘刑期間を経過したと思料するに拘らず、殘刑の執行を受くべく收監せられたる受刑者は、獨逸刑事訴訟法第四百九十條に依つて裁判所の裁判を求むるの權利がある。

△ 假出獄を許されたる者行狀不良なるか、又は釋放の際課せられた義務に違背する行爲を爲したときは、假出獄を取消することが出来る。(獨逸刑法第二十四條第一項) 行狀不良とは必ずしも犯罪行爲を爲したことを必要とするのではない。犯罪行爲があれば取消の出来るのは勿論であるけれども、犯罪行爲なくとも不良な行狀があれば、假出獄は取消され得るのである。釋放の際如何なる義務を課せらるゝかに付いては、刑法に何等の規定を存して居らぬ。結局施行規定を以て定められるのである。假出獄の取消は必要ではない。即ち必ずしも取消を爲すに及ばぬ、此點は我國の制度と同様である。

假出獄の取消は殘刑期間内に爲さねばならぬ。殘刑期間内に假出獄が取消されなければ刑の執行は終了したるものと看做されるのである。(獨逸刑法第二十六條) 尤も或る場合には殘刑期間經過後に於て假出獄の取消ありたるに拘らず、殘刑期間内に取消ありたるものと看做さるゝことがある。獨逸刑法第二十五條第二項に依れば、公共の安寧に關し急迫なる事由あるときは、假出獄者の滞在地の警察官署は假出獄者を假に逮捕することが出来る。而して此場合には速に假出獄取消の決定を請求しなければならぬ。而して同條第三項は假逮捕後に假出獄の取消ありたるときは、逮捕の日に於て假出獄の取消ありたるものと看做すと規定して居るから、右の規定に依り、殘刑期間内に假逮捕せられたる者が殘刑期間經過後に至り假出獄を取消されたるときは、殘刑期間内に假出獄を取消されたことになるのである。此點は我刑法に於ては認めて居らぬところである。我刑法に於ては假出獄の取消は常に殘刑期間内に爲さねばならぬ結果、例へば假出獄者が假出獄期間満了間際になつて取消さるべき行爲を爲した場合には、到底之を取消すこと不可能である。又例へば假出獄者が假出獄中罰金以上の刑に該る罪を犯したとするも、控訴上告等の手續をやつて判決の確定を引き延ばして居れば、殘刑期間内に判決の確定することが出来、結局假出獄を取消されずに済むことになる。(刑法第二十九條參照) 或は左様な場合には此事情を斟酌して重く罰したらばよいではないかといふ議論も出来るかも知れぬけれども、假出獄の取消の制度として決して完璧なものとは謂はれないと思ふ。

假出獄を取消されたときは、殘刑期間丈の執行を受けなければならぬ。之れ獨逸刑法第二十四條第二項が假出獄の取消ありたるときは、假出獄の時より再入獄 (Wiedereinführung) までの期間を刑期に算入せずと規定して居る結果である。再入獄の意味に付いては學者間に議論があるが、現實に監獄に入監した時が再入獄の時であると解するのが通説である。従つて逮捕されても遞送中は未だ再入獄したのではないから、刑期には算入することが出来ぬのである。換言すれば殘刑執行の起算日は現實に監獄に收容された日を標準と

假出獄制度に就いて

するのである。

假出獄の許可及び假出獄の取消の決定は最高司法監督官廳之を爲すのである。監獄監督官廳には其權限がないのである。即ち假出獄の許可及其の取消は監獄行政に屬せずして司法事務である。我國では現今監獄行政は司法省に屬して居るけれども、獨逸に於ては監獄行政は内務省に屬して居る國があるので、法律が假出獄の許可及其の取消を以て司法事務としなければ、或は監獄監督官廳たる内務省が之が權限を持つといふ解釋になる虞があるのである。最高司法監督官廳が假出獄の許可を爲すに付いては監獄の意見を聽くべきである。(獨逸刑法第二十四條第一項)尤も監獄の意見を聽くべしとの規定は一の訓示規定であると解するのを通説とする。従つて意見を聽かずして假出獄を許可するも、其効力に何等の影響を及ぼさぬのである。(Othman and I. 96. Ebermeyer 99.)

△

獨逸刑法が假出獄に關し、規定するところに付いては、以上の説明を以て其の大意を盡した。假出獄に關し獨逸刑法の規定するところは其大綱に過ぎぬので、實際に假出獄の運用を爲すに付いては、詳細なる施行規則を必要とする。而して獨逸各聯邦は假出獄に關し、施行規則を設けて居り、其規定たるや大體に於て同様であるが、往々重要な差異の存するものがあるが、先づ聯邦中の重鎮たるプロイセンの施行規則を中心にして説明を加へ、必要あるときは他の聯邦の規程に付いても説明を加へたいと思ふ。

△

プロイセンに於ける假出獄の運用に關する根本規程は、千八百七十一年一月二十一日の内務大臣及司法大臣の共同命令である。

假出獄制度に就いて

先づ受刑者又は其の家族より假出獄の申請を爲すことが出来るかどうか、若し申請が出来るとして之を如何に取扱ふかに付いて研究して見たい、勿論假出獄の許可をなすに付き、受刑者又は其の家族等より申請あることを必要としないのは獨逸刑法の規定上明瞭である。然し獨逸刑法は其の申請を禁止して居る譯ではないから、實際申請のあつた場合に之を如何に取扱ふべきかの問題が起るのである。ウユルテンベルグやバーデンでは、申請のあつた場合には、監獄の長は常に之を進達せねばならぬことになつて居るけれども、プロイセンを始め多くの國では、場合によつては、監獄の長自身に於て之を却下することが出来る規定になつて居る。尤も却下せられても亦繰返して申請することは出来るのである。千八百七十一年一月二十一日のプロイセン内務大臣司法大臣の共同命令(以下略して單に共同命令といふ)第九條は、受刑者又は其の家族より提出した假出獄許可の申請ありたるときは、先づ監獄の長に於て調査を爲すべし、若し其の申請にして進達すべきものにあらざると認むるときは、監獄の長に於て之を却下することを得。尤も申請書が監獄の長に送致せられたる際、監督行政官廳又は判決の言渡ありたる地の上級地方裁判所檢察事長 (Oberstaatsanwalt) 等より、明に意見の發表を求められたるときは、進達を爲すべき旨を規定して居る。プロイセンに於ては監獄の種類によつては地方裁判所の上席檢察事が當然其の長になる監獄がある。左様な場合には其の監獄の長たる地方裁判所の上席檢察事は右の如き受刑者又は其の家族より提出せられたる假出獄許可の申請に付き調査をしなければならぬ。若し假出獄許可の申請をなした受刑者が、他の監獄(此處にいふ監獄は Strafanstalten たる Gefängnisanstalten たるを區別せず)に服役中なるときは、申請を受けた地方裁判所檢察事局は其の申請書を直に管轄權ある監獄の長(此處に所謂監獄の長は地方裁判所上席檢察事が監獄の長たることあり行刑廳の長たることあり)に送致しなければならぬ。而して監獄の長は常に職責上長刑囚の假出獄に付て配慮をなし、且適

當な場合には假出獄の上申をしなければならぬ。假出獄の上申の時期を逸せぬが爲めには監獄の長は毎月其の月に於て刑期四分の三の執行を終り、且一年以上執行を受けたる受刑者の明細表を作成することを必要とする。(千九百六年七月七日通牒参照)

右の如く受刑者は假出獄の申請をなすことを得るも、受刑者は決して權利として假出獄の許可を要求することが出来るのではない。假出獄は一定の條件の充實せられた場合に附與せらるゝ一の恩恵に過ぎぬ。即ち監獄の長が受刑者に改悛の情あり、且假出獄許可により與へられたる正直且適法なる生活に入るべき機會を濫用せざるべしと確信したる場合に於て上申をなし、之によつて與へらるゝ恩恵である、これ共同命令第二條の明言するところである。

假出獄上申の條件の一として共同命令第三條の要求するところは、拘禁中獄則を謹守したること及び全行動に於て眞面目を認め得ることである。即ち出獄に際し期待せらるるところに添ふ丈の保證たる眞面目を認められねばならぬ。受刑者が懲戒處分を受けたることなしとの理由のみでは未だ以て假出獄の上申をなすに十分でない。又一面に假りに些細なる獄則違反があつても、之が意見に基いたものでもなく、又全行動より見て満足すべきものであるならば、假出獄の上申を爲すに差支ない。(共同命令第三條) 尙自白を爲さざる受刑者の假出獄に付ては、自白は假出獄許可の必要條件ではないといふ趣旨の司法大臣の通牒がある。(千八百九十九年一月二日司法大臣通牒)

尙假出獄上申の條件の一つとして、共同命令第四條の要求するところは、出獄後の生活關係を調査することである。即ち假出獄の上申を爲すに付いては、刑の執行中に於ける受刑者の行狀の外、尙受刑者が出獄後

入らんとする生活狀態を考慮しなければならぬ。特に出獄後歸住地に於て、住居及正業に就くの機會を發見するの見込ありや否や又如何なる種類の住居及び正業を得るの見込ありや否やを調査しなければならぬ。監獄の長は此點に付き特別に調査を爲すべく、必要あらば自ら其の周旋をなすべきである。従つて此目的を達するが爲めには、警察官署、市町村役場、歸住地又は其附近の名望家等は監獄協會と連絡を取る義務がある。右の次第であるから受刑者を歸住地に赴かしめたならば、不規律な生活又は犯罪的な生活に陥るならんとの虞ある場合に於ては、假出獄の上申を爲すべきではない。

假出獄の條件として刑期四分の三の刑の執行を終り、且少くとも一年の執行を受くることを必要とする。此點に關しいろいろの通牒等が出て居る。

千八百七十一年七月二十六日の司法大臣の通牒は、十六個月以下の刑に處せられたる者に關するものであつて、かゝる受刑者に對する假出獄は原則としては許可すべきものではない。尤も法律上許可し得ないといふ譯ではないから、特別な場合には差支ないといふやうな趣旨である。

數個の判決を以て言渡され、引續き執行せらるべき刑に付ては、其全刑を合算し、之を標準として四分の三の期間を算出すべしとする通牒がある。(千八百八十一年七月八日司法大臣通牒千八百七十一年九月十一日内務大臨訓令参照)

獨逸刑法第二十八條に依り、罰金不納の場合に付き定められた換刑處分たる禁錮又は懲役の刑期が、假出獄の條件たる刑期四分の三を計算するに付き、如何なる關係があるかの問題に付ては、千九百五年二月十一日の通牒がある。其の通牒に依れば、禁錮又は懲役に併科せられた罰金の換刑たる禁錮又は懲役は之の主刑

に合算して四分の三を算出することになる。而して換刑を主刑に合算して假出獄を許可したときは、刑期満了前と雖も罰金の執行を爲すことは出来なし。(Ehrenmeyer, Reichsgerichtsbuch S. 98)

拘留刑に關しては假出獄を認めて居らぬから、四分の三の計算をするに付き他の刑に加算しない。これは當然のことである。(千八百八十九年十二月四日通牒)

恩赦に依り減刑を受けたる者に對し、獨逸刑法第二十三條以下の規定に従ひ、假出獄を與ふことを得ることは何等疑のないところである。此の點は我刑法に於ても同様である。此點に關し千八百七十一年三月二日の命令がある。其の命令に依れば、既に恩赦に依り減刑を受けたる者に對し假出獄を與ふことは理論上何等差支のないところであるが、現實の場合には減刑を受けたといふ事實は之を斟酌しなければならぬのである。

法律上算入せらるべき拘留監留日數はかの刑期四分の三に算入するや否やの問題に付いては、千八百八十二年十月二十八日の通牒、千九百五年七月一日の通牒、千八百八十四年十一月二十日の命令を參考にする必要がある。千八百八十二年十月二十八日の通牒の内容は、獨逸刑法第六十條及獨逸刑事訴訟法第四百八十二條に依り、拘留監留日數を算入する場合に於て、其の受刑者に假出獄を與へんとするときは、刑法第二十三條に依る四分の三の期間は、拘留監留日數を控除して、實際執行監獄内に於て服役すべき期間に依り算定すべしといふに在る。千八百八十四年十一月二十一日の命令は例を擧げて懲役囚に對する假出獄に付き四分の三の期間を算出する方法を示して居る。即ち懲役囚に對し千八百八十二年十月二十八日の命令の適用を示して居る。曰く懲役囚が拘留監留日數を控除し、千八百八十二年十一月一日から千八百八十五年七月十一日迄服役すべき場合に於ては、在留すべき期間は二年八月十一日となる故、其の四分の三は千八百八十

四年十一月九日を以て滿了すと。而して千九百五年七月十一日の通牒は、禁錮囚に付いては判決確定後執行監獄に引渡さるゝまでに司法監獄内に過したる期間は之を既に服役したる刑期と看做して、刑法第二十三條の四分の三の期間に算入すべきものであると定めて居る。是に依つて之を見れば、法律上算入せらるべき拘留監留日數は懲役囚に付いては四分の三の期間に算入せず、禁錮囚に付いては一定の制限の下に算入すべきことになつて居ることが判るのである。

受刑者が病氣に罹り、獨逸刑事訴訟法第四百九十三條に依り、監獄外の病院に收容せられたときは、其期間は獨逸刑法第二十三條の四分の三の期間に算入すべきや否やの問題がある。此點に付いては千九百三年四月十五日の通牒は積極説を取つて居る。少しく冗長に涉るが、其通牒の内容を掲ぐると大體次のやうなことに歸着する。拘留監留の勾留日數を本刑に算入するのは全く補充的擬制的である。拘留監留の苦痛は刑罰の苦痛と同視すること得ないから、理論上は刑期に算入すべきでない、これを算入するは一の擬制である。従つて専ら服役中の行狀に着眼すべき假出獄期間の計算には之を算入すべきものでない。千八百八十二年十月二十八日の通牒は即ち此の見解に基いて居るのである。而して獨逸刑事訴訟法第四百九十三條に依つて病院内で過した期間を刑期に算入する場合は果して如何此場合をば拘留監留の場合と同一に取扱ふことは理由なきものである。蓋し病院内に在るにしても其の者は矢張り受刑者であつて、病院を勝手に立去ることは出来ぬ。即ち自由を拘束せられて居るのである。只監獄内の病院に於ける病囚の如き拘束を受けないといふがあるだけのことである。病囚が病院に拘束せられるのは均しく刑事判決の効果であつて、刑罰的苦痛として科せられた自由拘束の繼續と認めて差支ないのである。刑事訴訟法第四百九十三條が一般に病院内に在留した期間を刑期に算入したるは此の見解に依るのである。尤も同條は受刑者が刑の執行を避くる目的を以

て病氣を招きたる場合を除外して居る。此の一事を以て右の根本見解を覆す譯には行かぬ。右の次第であるから、受刑者が病院に在留した期間は之を原則として刑法第二十三條所定の刑期四分の三に算入することは法律の精神に合するものと云ひ得る。然しながら具體的事案に際しては、受刑者の病院に在留した事情が到底刑の執行の繼續と見る譯に行かぬか又は其の行狀の良否改善の有無を判断することが出来ぬやうな場合には差入するに及ばないといふに在る。因に云ふ、我法制の下に於ては受刑者を病院に入れ、其の入院期間を刑期に算入するといふやうな明文は存して居ない。然し自分一個の考としては一定の制限を加ふるは必要であるが、兎に角此の如き明文を設けることは我行刑制度の上に於て必要なことではあるまいかと思ふ。

△

假出獄の條件として受刑者の同意を得ることが必要である。(獨逸刑法第二十三條) 故に受刑者より假出獄の申出なきときは豫め記録上之を認め得なければならぬ。

△

假出獄上申の手續を述べんに監獄の長が假出獄の條件ありと認めたるときは、上申書を刑事判決を爲した裁判所を管轄する控訴裁判所に差出さねばならぬ。(共同命令第五條) 監獄の長(監獄の種類に依つては地方裁判所上席検事が當然監獄の長となる場合あるは曩に述べた通りである)は申請に基き假出獄の調査をするは勿論、職權に依つても亦其の調査を爲し得ることは説明を待たぬところである。申請ありたる場合に、調査の結果假出獄に適せずと認めたる時は却下すべく、之を許可するを相當と認めたる時は右の通り上申書を差出すのである。上申書を受くる官廳は上級地方裁判所検事局の検事長である。(千八百七十九年八月十四日の一般命令第四項は千八百七十一年一月二十一日の共同命令に規定してある。控訴裁判所の職務は上級地

方裁判所の検事長に依り執行せらるる規定して居る)

監獄の長の假出獄上申書には共同命令第二條乃至第四條の規定に従ひ詳細に理由を示さねばならぬ。尙又其の上申書には受刑者の行狀録及び理由を付したる監獄官會議の意見書を添付することを必要とする。監獄官會議の設けなきときは受刑者と同宗派に屬する僧侶の理由を示したる意見書を添付することを必要とするのである。(共同命令第五條)

監獄の長より假出獄の上申書を受取つた検事長は上申書の形式及び内容を調査したる上、簡明なる意見を付して司法大臣に送致し其の裁決を仰がねばならぬ。而して司法大臣の裁決は検事長の手を経て監獄の長に送附せらるるのである。(共同命令第六條) 尙茲に注意すべきは検事長が假出獄の上申書を司法大臣に送致する際、受刑者の犯罪事實につき司法大臣に報告を爲すべきことである。千八百九十年五月一日の通牒に曰く受刑者に關する假出獄の報告書には、屢假出獄の形式上の要件のみ記載せらるゝも、其判決を受くるに至つた事情の真相は記載せられて居ない。然し假出獄に關する裁決を爲さんとせば、受刑者の爲した犯罪の性質及び犯罪をなすに至つた詳細なる狀況を觀察せなければならぬ。それ故將來假出獄上申の際には判決を爲すに至つた事實關係を簡明に報告すべきである。尙千九百一十一年五月三日の命令に依れば、裁判上證なき場合には假出獄に關する報告書には嫌疑の理由、證據理由及び受刑者が如何なる方法にて辯護をなしたるや等に關し詳細な説明を要せず、寧ろ犯罪の種類及犯情の輕重を正確に判断し得る程度に事實關係を記載しあれば足りることになつて居る。之を要するにプロイセンに於ては假出獄の上申は監獄の長之を爲し、検事長を經由して司法大臣に差出し裁決を受くるものであつて、而も検事長は假出獄を受くべき者の犯罪事實に付き司法大臣に報告するのである。検事長を經由する主たる理由は假出獄を許否するに付いて犯罪事實を顧慮するに

假出獄制度に就て

在るのであつて、此點は注目に値すると思ふ。假出獄の許否に際し犯罪行為自體を斟酌することはバイエルンに於ても亦同様である。

假出獄の許否は原則として司法大臣之を爲すのである。然し陸軍軍法會議にて判決を受け普通監獄に於て執行を受けつゝある受刑者に對する假出獄上申に付いては、陸軍大臣之を裁決し、海軍軍法會議に於て刑の言渡を受け普通監獄に於て執行を受けつゝある受刑者に對する假出獄上申に付いては、海軍大臣之を裁決するのである。

△

司法大臣假出獄を許可したるときは監獄の長は速に受刑者を出獄せしめなければならぬ。尤も假出獄上申より許可に至るまでの間に假出獄上申を爲すべからざる事情の生じたるときは、出獄せしむることなく、直に檢事長に之を報告しなければならぬ。(共同命令第七條)

假出獄許可により出獄せしむるに付いては左の手續をしなければならない。

- 1、取消あるべきことを留保の上獨逸刑法第二十三條に依り出獄せしむるものなること、及び殘刑期間内に不良の行狀をなし又は假出獄證票の裏面に記載せる行動に關する準則に違反したるときは、殘刑の執行の爲めに再入獄をしなければならぬものなることを出獄者に告知しなければならぬ。
- 2、出獄者には歸住地迄の旅程を記載した假出獄證票を交付しなければならぬ。其證票裏面には其の行動に關する準則を記載するのである。
- 3、作業上の收監其他の財産に關する計算及び受刑者の旅費の補助に關する計算等に付いては、大體に於

て滿期放免の際適用あるべき法規によるのである。即ち受刑者に交付するべき金額の中定められたる道筋に依つて歸住地に赴くに付き、缺くべからざる金額以上の額を現金にて假出獄者に交付することは出來ない。其殘額は假出獄者の負擔に於て歸住地の管轄警察署に送付する。其の警察署は其の使用が相當なりとの確信を得た限度で假出獄者に交付するのである。

4。出獄手續終了に付いては監獄の長より調査書類に記入を爲し、且歸住地の警察官署に假出獄證票の謄本を送付して其の旨を通知しなければならぬ。若し警察官署が *Laudrat* の監督の下に在るときは之に通知しなければならぬ。(共同命令第十條) (未完)

假出獄制度に就て

## 行刑の個別化に就て (承前)

辻 敬 助

## 四、個別處遇と拘禁区分

上記の如く受刑者の精神的特質に關する分類は個別處遇上最重要なる基礎的條件であつて、個別處遇の理想は犯罪意思の強さ並に刑罰の感受性を明かにして初めて實現し得るといふてよいのである。而して是等の分類せられたる受刑者に對しては根本的に相異りたる處遇方法を必要とするのであるから、之が當然の結果として監獄の分類乃至拘禁區分の問題が生れて來るのである。これ歐米及我國監獄制度に於て、漸次未成年監、不良囚監、長期監、初犯監累犯監等の特設を見るに至れる所以である。

私は監獄の分類に付ては大體以上述べたる受刑者分類を基礎として先第一に積極的の改善不能者、未

成年者、並に精神缺陷者に對する特別監を特設するの要があるを考へる。積極的改善不能者の如き者は普通囚と同一の監獄内に混合收容する時は勢一般囚人の悪化を來し、他囚の改善目的を達する上に非常なる妨害となるのみならず、如此性向の者に對しては普通の行刑方法に依つては到底改善の効果を收むることが出來ないのであるから、是等の者は須らく特別の監獄に集禁しなければならぬのである。尙強力犯罪例は殺人、強盜、強姦の罪を犯したる者等は假令改善の餘地あるものなりとするも、其犯情によりし例は犯情特に兇惡殘忍なるもの——普通監獄若くは長期監に拘禁するは考慮を要するものがある。是等は監獄の社會化などいふ行刑政策の方面から見ても寧ろ前記改善不能者と同一の特設監に集禁する

とにしなければならぬのである。

次に尙男女兩性は先天的に其性情を異にするが故に之を處遇する方法も自ら別途に出でざるを得ないのであり、又一面男女兩性を同一監獄内に收容することは教養上往々にして有害なる影響を與ふることがあるからして女監の特設を必要とするや論ないのである。

を可とすべきであらう。次に少年犯罪であるが、少年犯罪者は少年の心理的特質として刑罰の效果に付て極めて強き感受性を有し、且行刑の教養的要素の如きも成年受刑者に比し、特に有效なる影響を與ふる場合が多いのであるから、此點よりして少年犯罪者に對する行刑は特に教養的觀念を基礎として形成されなければならないのである。夫れに尙少年は一面に於て惡習感染の素質に富むこと最も大なるが故に、是等の者はどうしても成年囚と執行の場所を分離する必要があるのである。最後に精神缺陷者の處置であるが、是等に對しては普通囚同様の行刑方法を以てしては何等の効果を期待し得ざるのみならず、是等を他の普通囚と同一監獄内に拘禁することは監獄管理殊に規律保持作業能率の増進などの上に非常なる妨げとなるのであるから、是等受刑者も亦是非とも特別監に收容し、特殊の行刑方法を講じ作業の強制、教育の形成懲罰の適用に付ては特に留意し處遇上に關する監獄醫の意見は他迄尊重するこ

而して其他の受刑者に付ては、總て之を普通監に拘禁することゝなし、只出來得べくんば十年以上の長期刑者に對しては長期監の特設をなすを便宜とするのである。我國の實際家中監獄の分類乃至處置の上にて刑法上の初犯累犯の分類に特に重きを置くの風があるが、我國の如く所有前科に對し累犯關係を認むる立法の下に於て如此分類を餘りに重視するは考慮を要するものである。私は斯様な形式的な分類よりも何處迄も實質的な受刑者分類を基礎として行き度いのである。均しく累犯者と稱するも其前科が全然別種の罪質であり、或は極めて輕微なもので

行刑の個別化に就て

あり、或は又其累犯が全く社會的要素殊に刑餘の不信用に歸すべき場合等に於ては累犯を以て直ちに高き程度の犯罪傾向を有し、刑執行の効果の薄弱なりしことを證明するものなりとなす譯に參らぬのである。私は監獄の分類は改善不能者監、未成年監、精神病監女監長期監及普通監の五種となし累犯初犯の分類は單に普通監内に於ける拘禁區分の一標準となすに止め尙進んでは之を左の如き分類を以て代へた

いと考へる。

第一類 初犯者にして犯罪の習慣又は墮落の習癖なき者

第二類 初犯者にして稍犯罪の習慣又は墮落の習癖ある者

第三類 犯罪の習慣又は墮落の習癖ある者

### 五、個別處遇上考慮すべき其他の個人的事情及個性觀察の方法

以上を以て個別處遇上最基礎的な必要條件たる受刑者分類の大略を了解せられたことと思ふ。併ながら

體に於て適正なる判断を下し得ること、考へる。

#### A 直接調査の方法

- イ、個人教誨附精神科查
- ロ、本人の言行
- ハ、感想録(入監時 出監時 在監中)
- ニ、信書検閲
- ホ、接見立會
- ヘ、希望看讀書籍の種類
- ト、習癖趣味、嗜好

#### B 間接調査の方法

- イ、警察、監獄感化院、母校父兄、保護機關への照會—主要目的犯罪前の經歷境遇の調査照會
- 照會内容は出生、生育、學事、職業、家庭、性行、遺傳、嗜好、宗教、交際、親族、兵役、財産前科、前科時の行狀の種類
- ロ、裁判書、刑事記録、行刑參考資料(大正十年九月司法省訓令監甲第六七四號)
- 主要目的—犯罪時の狀況及原因の調査並に就縛事由、贓品の處分、賠償の程度の調査—
- ハ、接見者—父兄保護機關員—に就ての身上調査

茲に注意すべきは是等間接調査方法に依つて得たる行刑資料の信憑力である。殊に警察官憲よりする回答書であるとか乃至素行調査の如きものは往々にして所謂檢舉心理などの影響を受けて、徒に誇張せ

行刑の個別化に就て

ら個別處遇の應用範圍は之を以て盡くるものではないのである。是等の分類せられたる受刑者に付て、尙一層深く切り込んで、個別的な處遇を爲すの要があるものである。恰かも刑の量定が假令其犯罪事實が全然同様のものであつても、各場合に應じ、特定犯人に適應する個別的處分を必要とすると同様に、行刑は受刑者の個性に眞に適合し且個々の場合に於て行刑の目的を達するに適する様に形成せられなければならないのである。而して是が爲に考慮すべき個人的事情は大體左の如きものである。

- 1、年齢 2、性格 3、教育 4、嗜好 5、經歷 6、道徳
- 7、宗教 8、職業 9、健康状態及體力關係 10、前科時に於ける行狀

扱吾々が犯人分類をなし且是等の個人的事情の調査をなすには是非とも相當の刑事心理學精神物理學社會學上の知識並に實際的經驗を所有しなければならぬのであつて、極めて至難な業である。併ながら私は從來個性觀察方法として廣く認められてゐる左記方法を今少しく完全に利用するの方針に出づれば大

られてゐる場合があるのである。是等は是非とも直接調査の方法に於て、足止しなければならぬ。決して警察其他の回答の絶對價を認むるが如きことあつてはならぬ。

### 六、個別處遇と行刑制

扱此に問題となるのは個別處遇の適切を期する上に於て、果して如何なる行刑制を最適とするやといふことである。これは頗る困難なる問題であつて、之が解決に付ては勢先各行刑制が受刑者の個性に對し如何なる影響を與へ得るものなりやといふことを調査しなければならぬのである。

多數の學者及實際家は自由刑の執行に付ては須く獨居制を採用して個別處遇の實行を容易ならしむべしと、主張するのである。即ち獨居制に於ては、

- イ、在監者と監獄員との交通が極めて便利にして、受刑者の個性觀察をなす機會最も多し。
- ロ、本制度に於ては受刑者は他の受刑者と全然分離せらるゝ故に各人に付き各異りたる處遇をなすも、他の受刑者の覺知する

行刑の個別化に就て

所せならず。受刑者相互間猜疑心を惹起せしむるの虞なし。等の利益を挙げ個別處遇の實行上最も優秀なる制度であるとなすのである。私は固より獨居制が是等の點に於ては他の制度に比し優秀なるものがあることを承認するものではないが、而かも之が爲に個別處遇の實行が獨居制によつて始めて保證せらるゝものとなすが如きは私のとらざる所である。而かも身體精神上の危険なしに完全なる孤獨を長期間繼續することは殆ど不可能であり且又獨居に於ては入監前の職業を顧慮するを得ざる等の事情あるに顧る時は、單純なる獨居制を採用することは餘程考慮を要することゝ考へるのである。私は寧ろ獨居制と雜居制とを併用する所謂累進的階級制度を採用して獨居期に於ては間接調査、個人教誨、精神考査等の靜的觀察方法により個性觀察の準備をなし雜居期に於ては階級の進むと共に漸次享樂の程度を増大して、動的個性觀察の機會を多からしめ、茲に兩々相俟つて個性觀察の完成を期するの優れるに如かずと考へるのである。

ある。勿論累進制度は作業成績行狀良否學業成績等に依り、凡ての受刑者を同一に取扱ふものにして、制度其れ自體が刑執行の個別化を困難ならしむるの批難あるも、是等の行刑成績は他の如何なる制度に於ても亦當然處遇の標準となさざるべからざる所のものであつて、敢て本制度に固有のものでないものである。併ながら本制度は大體に於て形式的な數個の階級に分かれるのであるから、勢之が執行も形式に流れ受刑者の取扱が千遍一律となるの虞なしとせぬのである。故に本制度を採用する場合には特に如此弊に陥らぬ様に留意する所がなければならぬ。階級制度の如何なるものなりやに付ては更に稿を改めて論ずることとする。

### 七、行刑各部分に於ける個別處遇の適用

行刑内容に付ては刑法及監獄法に於て詳細に規定してあるのであるから、行刑に於ける個別化の問題

は一見極めて單純狹隘なるが如くであるが實際は行刑の個別處遇的活動範圍は頗る廣く殘されてあるのである。即ち行刑の諸條件各部分を仔細に觀察せば個別處遇の適用範圍が如何にも廣汎なることを發見するのである。

#### A 作業

(イ) 作業の賦課 作業賦課の問題は一般作業管理の問題といふよりも寧ろ各受刑者に關する個別處遇の問題であつて賦課標準の如きも必ずしも監獄法例示の事項にのみ限定することを要しない。克く各人の個性に適應したる作業を賦課する所がなければならぬ。而して如此個人的事情を顧慮することは會に個別處遇の適切を期する上に於て必要な計りでなく作業管理の上にも寧ろ其成績を收め得る場合が少くないのである。尙此作業賦課に付て注意を要するは犯罪性向との關係である。暴力的犯罪性向の顯著なるものに對して暴行の具に供すべき機械器具を取扱ふが如き作業を賦課し、金庫破りや鐵鑰盜の如きに對して錠前鍛冶を課するが如きは絕對に之を避くるの注意を要するのである。

#### (ロ) 作業賞與金

作業賞與金の計算方法に付ては、各國其制度を異にし、單に作業の成績を標準とするものあり。或は作業の成績及行狀の

良否を斟酌するものあり、或は又以上の外犯散性向刑罰等を參酌するものありて、其換を一にしないのであつて、併しなから作業賞與金給與の目的は主として出獄後社會生活への復帰に便ならしむるにあるのであつて、作業賞與金は素より普通一般の勞銀と其性質を異にするのであるからして、作業の對價として其働高に對する正確に報酬するの要なきは勿論である。而かも一面亦監獄作業なるものは固一行刑の一條件であつて他の諸條件と相俟つて行刑の目的を達し得るのであるからして、作業の成績に偏重し若くは専ら作業成績を標準とするが如き方法を採るは少くも行刑の統一的性質を破ることとなるが故に、作業賞與金の計算に付ては作業の成績と共に行狀は素より統一せられたる行刑の判定標準たり得べき所且要素をば斟酌するを適當とするのである。即ち茲に個別處遇の廣き活動範圍があるのである。

尙作業賞與金給與に付ても個別處遇の必要なることは勿論である。彼の家族扶助其他の爲にする在監中の使用許可は素より釋放時に於ける賞與金渡付の如きにあつても亦個人的事情を精査して克く賞與金の目的に副ふ所がなければならぬのである。現行規程によれば改換の狀なきこと顯著なる者浪費の虞ある者又は全く生計上の顧慮を要せざる者等眞に給與の必要な者に對しても尙且之が給與を爲さるべからざる實況であつて、誠に遺憾な次第である。是等は須く規程を改正し且、監獄に自由裁量の餘地を與へ個別處遇の適用を全からしむる様に致し度いものである。

行刑の個別化に就て

B 教誨教育

(イ) 教誨 是も適切なる教誨は受刑の精神状態に最もよく適合する所のものでなければならぬ。故に吾々は先彼等の個人的事情を知悉し、而して後個人的に適當の機會を撰び、彼等の心に深くふみ込むで彼等の心を捉へる様に心がけなければならぬ。これ監獄教誨に於て個性觀察と個人教誨の高調せらるゝ所以である。殊に彼の宗派別の宗教的保護の如き或は煩悶的慰籍の如き將又社會的復活に對する準備釋放時に於ける保護の如きはさうしても個人個人の特殊事情を充分汲みこつてやらなければならぬ所のものである。

(ロ) 教育 教育に於ても亦個別處遇の遂行は最も望ましき事である。近代教育思潮の一として擧げられて居る動的教育であるとか、或は又自由教育(自由訓練)等の思想と聯關して學習兒童の個性といふことは近時は著しく重要視されるに至つた監獄教育は一種の特殊教育であり其教育主義の如きは自ら異らざるを得ざるも、均しく教育なる以上は素より少年の個性に適應する所のものならざるべからざるは論ないのである。殊に若し茲に所謂教育中に彼の實科教育職業教育の如きもの包含せらるゝものこそば個別處遇の必要が一層痛切となるのである。

(ハ) 圖書 圖書は受刑者の宗教年齢教育の程度職業刑期性向其他個性關係を精察し之に適切なるものを貸與すべきである。宗教を參酌するは基督教の者には新約全書眞宗の者には眞宗聖典を貸與するの類である。自由刑は成る程自由の別奪を殊に冬期寒冷時に於ては運動を免除する等の措置を採らればならぬ。併ながら神經衰弱者及落付のない受刑者等に對しては之に反し定時間以上の運動を課すべきである。即ち是等の點に付ては個別的な醫學的の保護が加へらるべきである。

以上の外監獄行政の他の部面に於ても個別處遇に對する幾多豊富なる機會が存立するのであるが、紙面に限りあるが故に、此位で切り上げて置くことにする。

八、結 論

個別處遇の完全なる遂行及擴張を期せんことを勢不定期刑の制度に到達しなければならぬことは、理論上の當然の歸結である。吾々は數日間若くは數週間の裁判手續に於けるよりも數日間數年月の執行期間に於てより善く犯罪人を知る事が出来ることを考へるこの認識が吾々をして不定期刑制度に針路を取らしむるのである。恰かも醫師が診察の當初より全快に至る期間を決定する事が出来ないと同様に裁判官にとりても亦判決の當初に於て改善の時期を確定する

行刑の個別化に就て

其内容とするのであるが、其の宗教生活の範圍に迄立入ることは素より許さるべきでない。年齢に付ては未成年者に對しては主として教育的書類を貸與し教育の程度に付ては精神的に高級なる受刑者に對しては之に相當せる精神的糧食を與へるの當然であつて、殊に是等受刑者の要求する自然科學地理歴史等に關する書籍等は官本以外のものと雖も愛讀を許すことにはしなければならぬ。又職業上の關係よりして例は家具建築洋館其他の専門雜誌の購讀を許すが如きも適當の措置といはればならぬ。刑期との關係は短期受刑者の看讀書籍に付ては刑罰の効果を發揮せしむる上よりして可成制限的なるを要し、殊に社會事情の報道乃至精神緩和を目的とする雜誌類の看讀は之を許さざるの方針を採るべきである。性向に付ては例は、書寫造の職業的犯人等に對しては化學並に印刷に關する書籍の看讀を許さず、社會主義等に對して社會組織に關する書籍自然科學等に動物學に關するものを許さざるの方針を採るの類である。

C 懲罰 個別處遇を一般訓練の上に適用することは最も正常な要求である。累犯者の多くは獄内生活に慣るゝが故に或は巧に監内規則を潜り或は阿諛甘言巧に官吏にさり入るのが常であることは實際家の屢々經驗する所である。從て反則の取調等に際して一片表面の觀察のみに従ふが如きことあつてはならぬ。受刑者の性格從來の行狀個々の場合の特殊事情等の存在に付て精査する所がなければならぬ。

D 運動 老若貧血其他病者等に對しては時温の關係を顧慮

ことは出来ない譯である。改善の時期は行刑の経過を見、行刑の成績を察して始めて之を確定すること出来るのである。併ながら如此制度は素より現行制度に於て認められて居らぬのであるからして、現行法の下に於ては出来る丈此精神を取り入れることに努むべきである。夫れには假出獄制度を利用して個人處遇の適用に機會を與ふるにあるのである。併しながら此制度は正しく又適當に適用せられたる時に於て初めて眞に其の目的を達し得るのである。若し此適用にして極めて稀なるが如き場合には此制度は受刑者にとりて何等の奨勵とならぬのである。又之に反し若し其適用にして餘りに自由なる時は裁判官は假出獄を調節する爲に其の刑期を最初より重くするの危険があるのである。假出獄の目的は此制度が常に型の如く取扱はるゝが如きことなく受刑者の個性殊に彼の善行及改善を基礎として許さるゝ時に始めて達せらるゝのである。(完)

# 社會と個人殊に犯罪者

本會囑託 本田 喜代治

## 社會と個人

社會其者が何であるかは、社會學の根本問題であつて、今此處でそれに論及する暇も無く、又直接には其必要も無い。社會の概念が明白にならない限り個人のそれも亦明白でない事は勿論である。然し個人とは何ぞやと云ふ問題への論及も、此處はその直接の必要を認めない。只社會と言ひ、個人と言ふのは、具體事實としては同一無二である物を、抽象的に分けて考へた結果の産物である事だけは確かである。従つてその發生上、個人が先きか、社會が先かど云ふ問題は問題其者が無意義である。言ひ得る事は、社會は個人と共に在り、逆に個人は社會と共に在り、と云ふ命題だけである。

## 社會現象としての犯罪

存競争場裡から逃げ出て來て、六道の辻のやうな所で別れ別れになつては、或は貧乏に、或は犯罪に、或は病氣に、それ／＼の道を落ち行くのであるが、其の原因は全く同一なものである。而も其の貧乏と犯罪と病氣とがまたお互に相關聯して居るので、貧乏から犯罪に變り、犯罪から病氣に移り、病氣から貧乏に赴くといふやうなことになつて居るのである。

犯罪なる現象を、右の如く全然社會的見地から、生存競争の必然的結果と理解するならば——生存競争は社會生活の必然的附隨事項であるから——犯罪も亦社會生活の必然的附隨事項となつて來る。主としてかういふ見地から、犯罪を一つの社會的正常的事實と見る學者がある。(例へばデュルケイム)。即ち社會現象としての犯罪は、決して變態現象でも病態現象でもないと言ふのである。純粹の社會學的見地からすれば、かう云ふ見方は極めて徹底した妥當したものど考へる。勿論、人類學、生物學、醫學等

## 社會と個人殊に犯罪者

社會と犯罪者との關係は、社會と個人なる一般關係の中の一つの特殊の部分である。さうして社會進化したの事實として、社會の在る所には必ず犯罪者の在る事が擧げられてある。さう云ふ事實からして、社會と犯罪との關係が色々な風に表白されてある。例へば、社會の在る所には必ず生存競争が在る。犯罪とは生存競争の餘弊である、と云ふ事がよく言はれる。これは一寸考へて見ても何人も否定し得ない所であつて、食へないから窃盜を働いたのであり、戀の恨みから殺人罪を犯すのである。この生存競争との犯罪との關係を、牧野博士は次の様な言葉で語つてゐられる。「現代の文化と法律」『曰く貧乏、曰く犯罪、曰く病氣。此の三者は別々に理解觀念されるべきでない。社會に於ける生存競争の敗北者が、生の方面から、犯罪其事と云ふよりは寧ろ犯罪者個々を自安において、それから犯罪を生物學的、病理學的、社會的その他の變態乃至病態現象と見る學者も數多くあるのであつて、それらには夫々充分の理由があるのであるが、今はそれらを詳しく紹介乃至論評する暇が無い。

兎に角社會現象としての犯罪は正常のもののである。即ち社會生活、生存競争と、必然因果の關係に立つてゐる。よく言はれる事であるが、生存競争に失敗すると、男は犯罪者となり、女は賣春婦となる女性犯罪と賣春婦との身體的、病理的共通乃至類似は、ロムブローゾによつて極めて精密に研究され發表されたが、兩者の原因共通は社會的にも亦多く論證せられたのである。社會と犯罪乃至犯罪者との考察に於てかう云ふ事柄も大いに參考とすべきである。

## 輿論の制裁

右の如く社會生活の在る所に必ず存在する犯罪現

象なるものは、然らばどう云ふ關係に於て社會生活と共に在るのであるか、一口に言へば、犯罪は一般社會生活に對する侵害行爲から成立する。が、或る行爲を目して、これを一般社會生活への侵害であるか否かを決定する者は何であるか？それは其時代其社會の輿論である。それでは其の輿論とは何であるか？社會の各成員は、其の才能、其の體力、或ひは其の財力、社會的地位、その他各般の事項に於て夫々實質的に差等がある。即ち彼等は、その面の一々異つてゐる通りに不平等である。その不平等な社會の各員の意見——必ずしも言葉、文字、動作、表情等を以て發表されたもの、みを言ふのではない。潜在的な力として存するものをも廣く含む——の相干渉した結果生ずるもの、平たく言へば皆の言ひ分を均らしたものが輿論である。従つて輿論とは、非常に漠然たる意見であつて、常に動搖して止まらず不安定極まるものである。輿論はこれを時代精神と言ふも、社會意識と言ふも、その他類似の用語を用ふ

けて濟む者が存在するは言ふまでもない事である。即ち其の社會、其の時代の法律に規定された罰則に觸れる者のみが犯罪者である。そして法律は——かの歴史法學派の言ふ様な全然の歴史的産物ではないにしても——少くとも或る時代、或る社會の輿論の反映としての重要な意味を有つてゐる事は疑ひない。

然るに前に言つた通り、その輿論なるものは極めて不安定性のもので、時間的に又空間的に斷えず動搖してゐる。従つて、或る意味に於けるその輿論の反映なる法の觀念も亦、時間的に空間的に動搖してゐる。そこで犯罪の觀念も亦、時代に由り社會に由つて異つて來る譯である。

東洋でも西洋でも、昔は復讐が道徳的には勿論法律上にも公許されてあつた。否、個人間又は團體間或ひは個人と團體間に於ける任意の復讐が、社會の秩序を保つ上に有害であると云ふので、個人の代りに社會が——或ひは社會の代表者なる會長や僧侶の類

る事は隨意であるが、それらは何れも漠然たるものであつて、決して超越的實體でも人格的存在でもなく、たゞ復數個人意識の集合の結果生じた單なる關係に過ぎない。が兎も角も、輿論の背後には復數個人の實力が控へてゐる。社會が個人に對して拘束力乃至強制力を有つてゐるのは之れが爲である。その拘束力乃至強制力は、社會を構成する個人の自覺の程度や、社會體制の様式や、社會統制の緊密の度合やに因つて種々に異りはするが、併しさう云ふ一種の力が社會の各員に多かれ少なかれ感ぜられる事は事實である。そしてそれは結局、多數者（それが社會を構成する）の少數者乃至一個人に對する制裁を意味してゐるのである。そして犯罪者の大部分は、この制裁を値する個人である。

#### 犯罪觀念の相對性

併しこの社會的制裁に値する者が、悉く犯罪者と云ふ譯では勿論ない。その中には單に其の社會、其の時代の、道徳乃至慣習に違背すると見做されるだ

等が——復讐の役目を擔當したのが抑々刑法の始まりである。今でも濠洲や北米の野蠻未開の社會では復讐が公許されてある所が少くない。この意味に於て復讐は刑法の原始的形であるが、社會の進化と共に刑法に宗教的色彩が加はつて、神的復讐乃至神罰の觀念が起り、尙ほ進んでは宗教的から倫理的に移つた。刑法進化に於けるこの倫理的態度の次が純法的態度である。かの赤穂義士仇討の如きは、當時の法は表面上明かにこれを非として切腹の刑一課したのであるが、當時の道徳はこれを讃歎した。そして切腹なる刑の形式その物が既に多分の恩恵を證明してゐるのである。これ刑法の倫理的態度から法的態度への推移を示すものである。

嘗て人は、或る種の争闘を避けたが爲に、勇氣が無い者と見做されて罰せられた事があつた。スバルタでは窃盜が或る意味で獎勵された。今日でも、或る國では賭博が公認され、他の國では飲酒が禁せられてゐる。同一國社會にあつても、昨日まで正しい

——法律上——行為であつたものが、一旦法令の發布と共に今日は違法として問はれる。

かう云ふ風であるから、法の禁止は必ずしも道德乃至慣習の禁止と一致するものではない。尤もこれら各種の禁止は、何れも拘束の根源を輿論の制裁に有つてゐるのであるから、互ひに共通の禁止條項を數多く有つてゐるのは當然であり、又絶えず互ひに接近し一致しやうと努めてゐるのも事實である。

併し法律が正當にその禁止の効力を及ぼす爲には、道德慣習等と異つて、先づ制定され次に公布されること云ふ手續を経なければならぬ。さうでなければ正當 犯罪と言はれる行為は成立し得ない。そこで道德的には誰が見ても明かに悪人である者も、巧みに法網を潜る事に依つて犯罪者となる事を免れる。

貪婪な米商人が如何に買占め賣惜みをして世人を困らせやうとも、これを取締る適當の法規が無ければ彼はいつまでも犯罪人とはならない。反對に道德上又は慣習上、如何に多くの點に於て憐愍に値する行

ばならない。社會生活に最もよく應化し得る者は、大體に於て、その社會の各成員の平均進歩程度に即ち中位に最も近い者である。(但しこれは思想的道德的標準に就てのみ言ひ得る事で、富力や權力の大小とは別問題である。)社會の大部分を構成するのはこの中位の者であるから、社會の運営が大體に於てこの中位を目安におくのは又止むを得ない事である。そこで道德的に見て、或ひは社會進化論的に見て如何に進歩した行為であらうとも、退化した行為の場合(勿論である)それが特定社會の特定時代の中位を除き懸け離れてをれば兎角犯罪となり勝ちである。然らばさう云ふ或る行為を以て犯罪とする根據はどこにあるか? 即ち犯罪の歸責はどうか? これを最も簡單に答へると、法條に禁じてあるから、と云ふ事になるが、それでは殆ど答になつてゐない。特定行為をなせ法條に禁じたかが問題なのである。これには従來種々の解答が與へられた。そしてこの解答も、前の犯罪觀念と同様、時代により社會によつ

為と雖も、法を曲げてまでこれを辯護する事はできない。例へば、多くの子女を抱へて夫に先立たれた妻が、生計の困難、妊娠時の精神的變態其の他から新たに生れるべき胎兒を墮胎した場合、而かもその地方では昔から墮胎の風習が余り咎められずに流行してゐたとしても、墮胎は矢張り一種の犯罪を構成する、たとへばそこに裁判上情狀酌量の餘地はあるにしても。

かくて犯罪觀念は常に相對的である。現今のお上品ぶつた紳士は、往時は決闘の勇なき者として罰せられたかも知れない。往時ならば社會の指導者になれたかも知れない人が、現今は監獄内の作業工場で動力機械の運轉に従事してゐないと誰が斷言し得やう?

犯罪の歸責

これまでの叙述から直ちに導かれる結論は、犯罪者の中には、その時代乃至その社會よりも進み過ぎた者と後れ過ぎた者が存在すると云ふ事ではな

て相異した。

或る侵害行為に對して何等かの防衛手段に出る。即ち何等かの反動を起すは人間の本能的傾向である。これは一般生物が外界の刺激に對して反應する事の一つの場合と見られる。さうして刑罰の原型なる復讐(個人的乃至團體的)も亦この反動の一種である。然るにかゝる復讐を、個人なり團體なりの任意にしておく事が社會秩序の維持上不可なるに及んで、これを社會——その代表者——の手に收めた。この場合犯罪とは、何等かの意味で社、的復讐、應報を値する行為である。

それが宗教的に進化して神の復讐、神罰となり、再轉して復讐の倫理的意味が含ませられ、それが應報主義となつて刑法原理の中へ取り入れられた。應報主義に關聯して、一つの重要な事項が考へられなければならない。それは人間の自由意志、道德的自由の問題である。人は意志の自由を有つてゐる。それ故犯罪行為は、これを避けやうと思へば自由に避け

得られたのである、それを避けずに敢て不正行爲をしたのだから、この點を責むべきであるとするのである。そこへさきの復讐心が加勢して、それから来る憎惡の念は非常に擴張され、終ひに犯罪者個人に止まらず、その家族や時には縁者にまで及び、極端な場合には三代にも亘つて刑の効力が及ぶ事すらあつた。

然しこんな風に、犯罪的歸責の根據を人の自由意志に求める事は、近世の犯罪人類學、犯罪社會學の著しい發達に伴つて、全然打ち消されないうまでもなく、その解釋上非常な變化を受けなければならなかつた。(自由意志その者の論や、それと責任一般との關係等に就ては、それだけで一卷乃至數卷の龐大な書物の内容を成すに足るのだから、こゝでは單に、刑事學乃至犯罪學即ち科學的見地からは、意志の自由や不自由の論に觸れない傾向になつてをり又殊に實際的方面への應用にはさう云ふ事を殆んど必要としないう、云ふ事だけを注意するに止めてお

倒な事柄である。しかしこれをもつと平易に解釋して、社會を構成する個人の中には、いつの世どこでも當該社會の生活を侵害する者がある、社會はこれに對して何とか防衛しなければならぬ、とかう簡單に考へたらうだらう。この防衛主義が刑事學に於ける新原理であるが、そこにはなほ重大な二つの要素が相伴はれてゐる。一つは物的のもので、他は心的のものである。前者は、特定犯罪行爲とこれが主體たる特定個人との同一、即ち或る犯罪は或る人が犯したと云ふ事の確定である。さうしてその個人以外——例へば家族等——にはその歸責が及ばないのである。これは刑事手續上や犯人取扱上の個別主義とも關聯し、監獄に於ける嬰兒携帯の女性犯人の取扱の場合にも、この主義の應用が見られる。なほ在監者の個別處遇の制はその應用の一大分野である。次に後者は、犯人の個人權の最小限度の侵害と、社會防衛の最大限度の効果を眼目として刑の量定をすべしとする事である。即ち個人自由の享樂

く。即ち近世の科學的研究は、前代までの形而上學的な又抽象的な意志の研究や、客觀的な犯罪事實の研究を捨て、直ちに犯罪者その人に就いて具體的事實を考究しその個人的乃至民族的遺傳や身體的特徴や犯罪者を生ずる社會環境や條件や犯罪統計の結果から、犯人の犯性及び犯罪現象その者の研究をするやうになつた。

さうなると従つて犯罪の歸責——責任と云ふ議論の多い言葉をわざと避ける——が亦その根據を變じ又犯人取扱上の主義にも變化が来るのは當然である。道徳統計の鼻祖ケトレや倫理學者バウルゼンは夙に犯罪の責任は社會その者が負ふべきだと云ふ事か言つてゐる。犯罪者も一般個人と同じく社會の所産であるから、右のやうな議論の出るのにも相當の理由があるのである。

#### 社會防衛と刑事的個別主義

人格者でも意志の主體でもない社會に、責任が有るとか無いとかと云ふ議論は、誤解を招き易く又面

と社會權利の行使との諧調である。それ故、社會防衛の必要以上に、應報觀念其他から犯罪人を拷問したり、獄舎に拘禁したりした舊時の制度は、明かにこの原則に反するのである。

社會防衛には鎮壓と豫防との二種がある。一は現在に起つた顯在的犯罪に適用され、他は將來に向つて準備されてある潜在的犯罪に適用されるものである。鎮壓の手段としては、刑法、刑事訴訟法、裁判所構成法、監獄法、その他警察法規等の中に色々規定されており、豫防の手段としては各種の法令の公布その事が既にその役目をし、又社會政策殊に社會衛生、教育の布及、經濟的條件の改良、道徳的訓練その他がこれに充てられる。鎮壓に附隨しては、犯人の隔離、一定の場所例へば監獄に於ける教育、作業等が考慮され、又豫防に附隨しては、一般社會への威嚇、釋放人の保護等が考慮される。

社會防衛主義と同時に、近時刑事上の重大原理となつてをり、前者と互ひに密接な關係に立つてゐる

ものは、さきに一寸言つた刑事上の個別主義である。この主義は防衛主義と同様に、近時の一般科學の發達に伴つて發生したもので、今後とも益々各種の科學の發達を待たなければ發達し得ない状態に在る。

この個別主義の應用は、刑事學の全分野に亘つてをり極めて廣い範圍にまでその効果を及ぼしてゐる。さきに言つた犯罪の歸責に關する方面にもこの主義の應用が見出され、刑事手續の方面でも、法醫學

裁判化學、裁判心理學、その他多方面な科學の應用に依つて、個々の犯罪の調査、犯人個人の認定が行はれてゐる。又一旦刑の宣告を受けた犯罪者に向つては、行刑上の個別主義が適用され、監獄に於ける監房設備や、作業、教誨等にもこの個別處遇の精神が表はれてゐる。

勿論現在——殊に我が國に於て——行はれてゐる個別主義の實際的應用が、完全なものであるなど、は更々思ふのではない。忌憚なく言へば、今日の程度に進歩した科學だけに就て見ても、現今の刑事上

ると、直ちに空中射撃砲が發明されてこれに對抗する如く、社會と犯罪者とは常に戦闘状態にあるやうなものである。

犯罪者の出るのは、その人の罪か將たこれを産んだ社會の罪か、その理屈は如何様にもつかうけれど兎も角も嘗て社會に犯罪者の絶えた事なく、今後もどうやら絶えさうには思はれないとすれば、社會はその自衛の必要上、何等かの方法でこれを防遏しなければならぬ。キリストは裁く勿れと教へた。汝等の中、誰かかの女に最初の石を擲けける資格があるかとも言つた。それは嚴密に言へば、人が人を裁くと云ふ事は間違つてゐるに相違ない。併しそんな理屈よりも、人は先づ生きなければならぬ。生きる事の必要から、止むを得ず人が人を裁くのである。時には人が人を殺す事すら法律は許してゐるのである。それ故法律は、誰かゝ國家に就て言つた通り、一種の必要惡である。少くとも現在の社會乃至國家組織の下に在つてはさうである。我々は——若

への科學の應用は、誠に遺憾な事だらけである。せめて今日の科學の發達程度が許すだけの實際的應用施設はこれを完うし、それから進んで將來の科學の進歩と相伴つてその上の改良が望ましいと思ふ。が、兎に角、現今世界の大勢として、刑事上の理論にも實際にも、近世科學の應用が益々頻になりつゝあるのは事實である。

社會と犯罪者との鬭争

かうした科學の發達と、その及ぼす刑事上の影響とを考察する時、期せずして何人の頭にも浮んで來る事は、犯人の側に於ける科學の悪用である。近時の犯罪統計に於て智能犯の増加は著しく目立つて見えるのであるが、中でも種々の科學例へば電氣學催眠術、藥化學、機械學、醫學、法律學、印刷術、その他各種の學術の悪用によるものが非常に殖えたかくて社會の犯罪防遏に於ける科學の應用と同步調否それよりも先き走つて、犯人側に於て科學の悪用が益々進んで行く。丁度爆彈投下用の飛行機が發明され

しさう云ふ事が可能ならば——犯罪なる現象の全然存在しない社會組織を作りたい。併し今の所、さう云ふ社會は單なる夢想郷としか考へられない。

そこでさう云ふ楽しい方面の事や、六ヶしい理屈の方は、詩人や宗教家や哲學者に任しておいて、我々は他くまで科學的見地に立ち、しつかと現實を踏みしめて、一步々々と着實な歩みを辿る事を努めなければならぬ。即ち犯罪者が毒瓦斯を發明すれば社會はこれに應ずる兜を發明し、進んでは、その毒瓦斯社會の侵害に用ゐないで、殺菌用なりその他の有用な事業にこれを用ゐるやう彼を訓練しなければならぬ。

なほ犯罪者との抗争に於て注意すべき點は、犯罪の増加に對する考へ方である。犯罪の増加は悲しむべき事實には相違ないが、併しその事實その物が直ちに悲觀を値するのではない。前にも言つた通り、犯罪者にはその進歩程度が社會の中心より余りに低い爲に然る者(後退的)と、反對に余りに高い爲に

然る者（前進的）との二大別がある。さうして何處如何なる場合にも、社會には正常現象として必ず犯罪があり、現今の趨勢に見て逐年犯罪數は増加して行くものとすれば、徒らに犯罪數の増加その事を悲觀するのを止めて、寧ろ前記の後退的犯罪と前進的犯罪との數の比の小さくならむ事を願ふべきではあるまいか？

かく言へばとて、所謂前進的犯罪の鎮壓や豫防の手を緩めよとの意では勿論ない。只、犯罪數の増減

と云ふやうな量的關係が、直ちに當該社會の進歩退歩を計るバロメーターにはならない、そこには質的考察が必要であると言ふまでである。それ故、たとひ五十年の後に當該社會の大恩人となるかも知れない人物であつても、現在その社會の秩序を紊し一般生活を脅威するならば、止むを得ずこれを取締らなくてはならない。それが即ちさきに言つた必要悪であり、人生のバラドックスである。

——九二一、八、廿七——

## 教誨師の服装改良を斷行せよ

刈屋老龜

教誨師には制服がない、常に宗教的服装を以て一貫して居るといふ事は、教誨師が宗教家である以上止むを得ざる事柄であり、一面から見れば寧ろ當然

の現象であると、自らも許し他もまた認めて居るやうである。現在何人も此事實を非難するものゝない場合に、平地に波瀾を起す如く、服装改良論を提出

するのは、如何にも奇を好むの觀がないでもない。併し教誨師服装改良論が、教誨師の一部に提唱されて居る事は、相當長い以前からの話であつて、敢て珍しい問題ではなく、常に未解決のまゝ宿題となつて居るのである。此宿題が解決さるべき時代は果して何時であらう、予思へらく此問題の解決は既に時代後れである。夙に解決せらるべくして今尙解決せられてないために、幾多の不便と不體裁とを忍んで居るのである。改良論には色々がある。宗教服のまゝ此に改良を加ふるを可とするの說、一種特別の洋服——例令ば本願寺の軍隊布教使の着用せる如きものを可とするの說、<sup>(一)</sup>普通洋服説等即ち是である。

宗教服のまゝ此に改良を加へやうといふの說は保守派の主張するところで、和服に執着するの甚しきもの、又は宗教服の歴史的價値を尊重し、僧侶の體裁を何處までも維持しやうといふので、誠に殊勝な考には違ひないけれども、恨むらくは時代を超越して居るの說である。現今の宗教服には成程尊重すべ

き歴史がある。けれども僧服の歴史は改良の歴史であつて、千古不改の歴史ではない。釋尊時代の僧服を着て居ると自任して居る僧侶があるならば、改良と順應の事實を知らない無智の笑を免れないであらう。印度でも支那でも朝鮮でも日本でも宗教服には幾多の變遷があつて、今日に及んだもので、近い話が現在教誨師の常用として居る『布袍』は、明治三十四五年頃、明如上人の改められたもので、その前は『道服』であつた事を見ても、改良の歴史に首肯せねばなるまい。由來『コロモ』はその社會の風俗服で、宗教的價値は多くないものである。唯袈裟のみは大に出緒因縁の存するものであるから、僧侶としては尊重せねばならぬこと勿論である。それでさへ各宗區々の制があり。一宗内にも古今の變遷があるところを察するに、改良の歴史を無視するわけには行かぬのである。して見れば宗教服の尊重すべき歴史を認めるとしても、そのために宗教服を飽くまで固守せねばならぬものとするは固陋であらう。





時論一叢

飢えたる露西亞を救へ

山川 均

コーテリル氏の視察した人口四百の一村落では、一日八人から十人まで死亡し、人口九千の一村落では、一日に五十人の割合で死んで居た。飢民の死骸が道ばたに曝らげられて居るのは普通の事であつて、少し隔つたところまで行くには、必ず此の悲惨な光景にぶつかる。墓場には男や女や子供の丸裸の死骸が三十も三十も、穴が一杯になつた爲めに積み上げてあるこの死骸がまた骨と皮ばかりで、顔には死ぬるまでの云ひ知れぬ苦みが刻まれてゐる。ナンセンの報告によると、サトラフ洲の農民は文字通りに、秋の暮に集つた麥稈と水とで辛くも命をつないでゐる。彼等は麥稈を碎いて其に糠の殻の息や、粘土や、家畜の屍骸が

ら取つた骨屑を混ぜて、之を唯一の營養物として食つてゐる。多くの百姓の家には、死骸が何日も埋めずに其まゝになつてゐる。大抵の家では一家族を擧げて、餓死を待ちつゝ、床に横はつてゐる。サマラ州も同じであつて、どの村へ往つて見ても、埋葬せずに其まゝにしてある小兒の屍骸は飢文野犬の吠ふに任せである。

飢饉地方に向つた救濟委員の一人は、飢民が線路の上に墜れてゐる爲めに、幾度か列車を停止しなければならなかつたと云ひ、又他の報告者は、母親は食を求めて泣き叫ぶ子供の聲を聞くに忍びないで、自ら我が子をヴォルガの河中に投じてゐることを報じ、更に他の報告者は、サマラ州の或地方では、親の死屍を食つた一少年のあることすらも傳へてゐる。飢饉の慘害を蒙つた地域は、全露の三分の一に及び、人口三千萬、其内の八百萬人は

餓死に曝されてゐるといふことである。この飢饉がそれとも過激派の暴政の爲の早魁の結果であつたか、それとも「過激派の暴政」の爲の早魁の結果であつたかは暫らく人々の好き嫌ひに任せておく。若し唯だの飢饉なら、吾々は二千五百萬の同胞をこの飢饉から救はねばならぬ。若し特別の飢饉なら、吾々には二千五百萬の同胞を、この特殊の飢饉から救はねばならぬ。(改造)

獨逸の佛敎熱と

我邦の現状

戦後獨逸に於ては異常な勢で、佛敎殊に東方佛敎熱が勃興し、國內に瀰漫しつゝあるといふことである。然かもそれが單なる學問的研究までではなく、もつと内的な、心熱的なものであつて、これを信奉し、これに自己の精神的創獲を齎せられむと希念する求道の態度に於て爲されて居るものことである。最近世界各の宗門々青事情を視察して歸朝せられた佐々木月樵氏の談に依れば、氏が柏林滞在中、彼の地名士の催しに成る親鸞聖人の報恩講の席へ招待せられたことがあるといふ話である。これを以てその一斑が知られやう。

思ふに獨逸國民は今や國を堵して戰つた揚句、深痛な戰敗國の悲哀を味はつて居る。彼等は彼等の折角作りあげた知識の藏も、文化の塔も、大なる運命の渦には何等の現實的威力なく、空しく蹂躪し果さるべきものなることを知つた。人の子の力の餘りに脆弱なることを自覺して、彼等の誇りたる凡てのものが破壊しつくされてしまつた。そこに彼等の眞摯なる宗教的熱望が沸然として涌き來り、人間以上の教の力に新しき生命の膏を注がれて更生せむとする深き要求が國民一般の精神を支配するに至つたのである。今日の獨逸の佛敎熱は畢竟、こゝに起因するものといふことが出來やう。

翻つて我邦の現状はさうであるか。思想界親睦熱の勢を逞しくして居ることは事實であるが、それは餘りに浮華なる流行に過ぎてゐるか。世界第一の物價高のために、夥しき輸入超過を見て國家の經濟が漸時危殆に瀕しつゝある状態でありながら、國民は何等これに對して反省する所なく、相變らず投機的夢想をこぼし、淫靡なダンスの流行などに狂奔して居る有様である。國民の生活は全く浮つ調子であつて、口でこそデモクラシーを叫んで居れ、行ひの上では酒々としてアリスト

クラテイツクな風に浸み、そこには毫も深き内觀と省察との眞意を認むることが出來ない。これではもつと眞實なる宗教の祀りやう苦がない。我等は嘗て我等の持つて居た歌聲や、廣重の藝術を空しく泰西人の手に委して、我等の手申から失つたことがある。所が今日の狀態では或は我等の宗教を遂もまた彼等の手に奪はるゝのではなからうか。近時獨逸に勃興しつゝある佛敎熱の如きは、豈かにその一端の傾向を示して居るものといつてよからう。こゝは、國民の深く考慮をめぐらすべき事柄に屬する。(新布教)

土地と自由とを與へよ

永井柳太郎

我國の論者の内には農民の耕地面積を増加しそれに依つて彼等の收益を増加せしめることの必要を説く者が少くない。けれども小作農にせよ、又自作農にせよ、生活の安定を得る程度に收益を求めんとすれば、少くとも二三町歩を耕さざるを得ない。それには今日の如く狹隘なる國土では到底實現することは出來ぬ。政府は種々なる獎勵の方法を設けて頻りに耕地の擴張に努めて居るけれども、我國

の耕地は一箇年平均二萬町歩餘しか擴張されて居ない。明治三十三年耕地整理施行以來今日に至るまで約二十二箇年中に於て僅かに五十萬町歩しか新なる耕地を増加して居ないのであるから、耕地の急激なる増加を計らんと欲すれば勢ひ海外に土地を求むるの外はないが、其は今日の外交關係に於て殆ど不可能のことである。假ひ可能であるとしても、既に地主と小作人との階級的分裂の存する限りこれのみに依つて小作爭議が根絶する筈はない。惟ふに今日姑息なる手段に依つて一時を彌縫すべきではなく、農村の繁榮と其繁榮に總ての農民が均霑し得る徹底したる農業政策を確立すべき時期である。而して地主と小作人との間に發生したる階級的衝突を其根柢より解決せんことを欲すれば結局は總ての小作農を自作農とするか、凡ての田畑を國有とし農民全體を國家の小作人とするか、此點に於て英國が小作地法の制定に依りて多數の獨立小農を作り凡ての農民に土地と自由とを與ふる事に依りて小作爭議發生の原因を根絶せんとしつゝあるは吾人に大なる教訓を與ふる。私は政府當局者が徹底したる大方針を確立して小作爭議發生の原因を除去するに努めん事を希望せざるを得ぬ。(中央公論)

# 監獄學要領 (三)

文學士 佐々木 英 夫

## 第八章 犯罪の原因

### 第一節 遺傳と環境

近世の監獄學は犯罪の原因と其の防遏とに多くの注意を拂ふのである。而して社會に對する犯罪者の責任に全く注意を集中せずに、犯罪者に對する社會の責任を考へることを必要とするに至つたのである。遺傳と環境との影響は重要な要素である。此の問題に關しては、デユグデルのジュークス族の研究が有効な社會學的穿鑿の勝れた説明である。ロンブローゾフエリー及びクエテレット(Quetelet)は犯罪は氣候と天候とによつて均しく影響されることを主張するのである。犯罪の承認された原因の中には戦争、財政上の不景氣、家庭の不和、浮浪飲酒悪い

家庭、學校の不足及び兒童の勞働等がある。防遏の要素の中には教育、文明的改良がある。而して改造の中心は公園、遊藝場、劇曲、幼稚園、兒童俱樂部活氣ある教會、手工及び有功な警官である。

(一) Mc Connell, Criminal Responsibility and Social Constraint

Int. Pp. 296-309. 大日本學術協會發行「最近社會學の進歩」中拙稿「犯罪之社會責任論」

Katler, The theory of Environment

(四) 監獄協會雜誌拙稿

(五) 第三十四卷第一號、第二號、第三號、第四號、第五號、第六號、第七號、所載「環境の研究」及び第三十四卷第十號所載「環境の研究補遺」參照。

(六) 教育學術會大正十年四月號所載拙稿「犯罪學上より觀たる環境學」

(i) Dugdale, The Jukes.

(ii) Johnston, An Introduction to Ethics, Pp. 14-19

教育論叢大正九年三月號及び四月號所載拙稿品性構成の三要

素

Mc Connell, Criminal Responsibility and Social Constraint

Pp. 210-218.

大日本文明協會發行「遺傳と環境」

### 第二節 酒精と犯罪

犯罪の凡ての原因の中で、酒精は最も屢々なもの一つである。而して暴飲を法律上有効に取締る問題は、今尙解決せられないのである。唯一の根本的治療法は教育によつて飲酒を減少することである。

小學に「戒煙の嗜酒。狂藥非佳味。能移謹厚性。化爲凶險類。古今傾敗者。歷々皆可記。」とあるは如字的に正當である。だから去る四十五議會で未成年者禁酒法案の通過したのは誠に結構なことである。

然し未成年者が自覺して禁酒するのてなければ明治三十三年議會を通過した禁煙法案と同一結果とな

り終るであらう。(註)

(註)小學外篇刊の卷。

(二)四十五議會(大正十一年三月)速記録。

監獄學要領

(三)佛國に所大酒家を準禁酒とする法例がある云ふ。

Aeshaffenburg, Crime and Repression. Pp. 44, 45, 46, 63

119, 228-230

Henderson, The Cause and Cure of Crime Pp. 4, 10, 4.

23, 30, 101, 103, 144.

大原社會問題研究所發行日本社會事業年鑑第二十卷矯風事業

一禁煙問題、二禁酒運動二三〇頁以下參照

山岡博士著刑事政策學四三六頁—四四四頁

大日本文明協會發行近代犯罪學說一三七、二九一、二九二頁

長尾學士 刑事政策と免因保護三六頁—三九頁

## 第九章 監獄學の實際

### 第一節 刑罰執行猶豫制 (Probation)

既に第一章に於て述べたやうに監獄學は犯罪の性質原因及び防遏並に犯罪者の取扱を研究する科學である、而して此の實際的取扱即ち犯罪者を改善せしめる方法の主なるものは刑罰執行猶豫制 (Probation) 少年裁判所 (Juvenile Courts) 不定期刑 (Indeterminate Sentence) 及び感化院組織 (Reformatory system)

である。其處で先づ刑罰執行猶豫制から述べよう。古代の刑罰組織の下では收監(Imprisonment)は只僅に用ゐられたばかりであつて重に罰金刑(Fines)身體刑(Mutilation)及び死刑(death)が行はれたのである。刑罰としての收監は本質的に近世的實行である。其れよりも注意の價値のあるものは刑の執行を延期し且つ收監せしめないで他の機會を罪人に與へることである。執行猶豫には英米の宣告主義、佛蘭西及白耳義の條件付有罪判決主義及び獨乙の條件付特赦主義がある。此の組織は一八七八年第一に北米合衆國のマサチューセツツ州(The State Massachusetts)のボストン(Boston)に於て行はれたのを初とする。其は現今該州の裁判組織に承認された所であつて成年者に廣く適用を有するものである。俸給が州で支拂はれる刑罰執行猶豫中監査官(Probation officer)は凡ての刑事裁判所から委任せられる。執行猶豫は刑の執行停止の形式で、穿鑿監査と云ふやうな状態なく、刑罰執行猶豫監査官によつて保護されるものである。

罪の判決を言渡すも猶豫期間の満了と云ふ解除條件の到来に依つて判決の効力が失却されるものを佛Hの條件付有罪主義となし、單に刑の執行を免除するに過ぎないものを獨逸の條件付特赦主義と云ふ。我刑法は條件付有罪判決主義を採用した。

- 牧野博士増訂刑事學の新思潮、新刑法一四五頁一四六頁同二〇二頁以下二〇五頁迄参照。
- (四) Henderson, the cause and cure of crime Pp. 127. 123.
- (五) 牧野博士同上二〇六頁参照
- (六) The Encyclopedia of Social Reform P. 307, 1835.

第二節 少年裁判所 (Juvenile Courts)

少年裁判所は米國が爲した近世監獄學への貢獻の最も重要なものゝ一つである。一八九九年にシカゴに於て起つてから、多くの市又は州に廣まつた。而して英佛及び瑞西に使用せられた。而して此の運動は既に我國に於ても數年前から開始せられ、去る四十五議會に於て矯正院法案と共に通過されたので、正に實施に至らんとしてゐる。少年裁判所では兒童

ある。佛國及び白耳義では此の組織を採用した。我國にあつては實際上警察が其任に當つてゐる。佛國では一九〇五年三萬九千の刑の執行を延期した。統計の示す所によれば犯則は四パーセント以下である。英國では最初の囚人法で顯著な結果を得た。而して其の功勞は全く監査官に歸すべきである。ニューヨーク及び其の他の州はマサチューセツツ州の例に従つた。刑罰執行猶豫制は國家に取つては囚人を收監する費用を省き、且つ自己及び其家族の爲めに働くことの自由を得しめるものである。盗んだ物品の値を返すことによつて、僅の窃盜の賠償も亦執行猶豫によつて得られるのである。而して我國にあつては執行猶豫には罰金なく、本來體刑に就て爲されるのである。尙微罪不檢舉微罪不起訴と云ふ手段がある。これも亦一方から云へば其の精神を一つにするのは勿論である。

- (一) Henderson, the cause and cure of crime. Pp. 6-113
- (二) 刑の宣告其者を猶豫するものを英米の宣告猶豫主義となし有

は純粹に刑事裁判の手續を取らないで、教育的方法を取るのである。而して裁判所は兒童救濟の團體の部分となつた。

- 註 少年裁判所法案理由書
- Encyclopedia of Social Reform Pp. 568. 855.
- Henderson, the cause and cure of crime Pp. 123-129.
- 山岡博士著保護事業講話三四頁以下六三頁迄
- 谷田博、稿監獄協會雜誌第三十三卷第十號以下「少年法に就て」
- 少年法案及び矯正院法案理由書(日本法政新誌)
- 大日本文明協會發行少年裁判所(大正十一年三月號以下所載)

第三節 不定期刑 (Indeterminate Sentences)

不定期刑の原理は現今一般に米國に於ける監獄學者によつて採用せられてをる所である。不定期刑は裁判所の動作の管理及び出獄後の囚人の管理に影響する所の遠大な原理である。裁判所は法律によつて規定された不定な刑罰又は囚人が放免される時を決定することの必要から救助せられるのである。不定期刑の左袒者は裁判官が囚人の放免の日を定め

ることは尙醫師が患者を委せられた時に退院の日を定めることが其の本分であるとなすのが不合理であるが如く不合理であるとなすのである。不定期刑を課することが裁判に利益なのは只其の價値の小部分である。其の最も重要な貢獻は囚人が甘せざるを得ない所の改良組織に關係がある、事實上斯る組織がなければ、不定期刑は無意味と云ふべきである。それは肉體的、道徳的、知的に發達するやう囚人を強制するものである。即ちそれは彼の力を呼び起し且つ指導し、頭惱と手とを教育し、社會的出勤の方面を彼に示し、彼に金錢の價値を教へ、彼に勤勉の習慣と社會的責任の中に彼を訓練すべきである。それは又囚人が社會の法に遵う生活を爲す爲に訓練された期間に彼の能力を證明しない間は只條件的に解放せらるべきものとなすものである。米國に於ては不定期刑は先づエルミラ感化監獄 (Elmira Reformatory) に採用されたが今は米國に於ける成年に對する感化院の殆凡ての宣告に適用せられる。それは二

三の國に於ては國立監獄に指定された囚人にも廣められた。一般に囚人が得た其れに對する最大の期間は法律中にある最大な刑罰期間である。大多數の國々では囚人が自由となる所の階級を完成する所の賞表又は階級を附ける組織が發達した。囚人出獄の問題は誓言委員 (the board of parole) によりて決定せられた。米國及び殆凡ての國々は善い行爲に對する宣告をなす爲めに用意された法律を有してゐる。けれども善行の試験はクロフトン (Crofton) 及びブロックウェー (Blockwayo, Elmira) が説明したような賞表をつけ又は階級をつける所の組織の下に完成せられたものと比較すれば僅なもので且つ不十分なものである。我國には不定期刑の制度はないけれども囚人の取扱に就ては階級組織を取つて囚人を善導し改悛の狀顯著なものには假出獄其他の恩典をさへ與へたのは全く倫理的根據に立つたものと云ふべきである。

Encyclopedia of Social Reform pp. 441, 885.

牧野博士增訂刑事學の新思潮と新刑法

一九四頁—一九六頁

同博士法學志林第十二卷第八號

同博士刑法總論一四六頁

小河博士獄事談二八六頁

同博士法學協會雜誌第二十四卷第十一號

大正十一年六月二十七日司法省行刑局行甲第九三二號ノ一、

第二項及び第三項に

第二項 前項十八歳以上ノ者ハ二十三歳ニ至ルマテハ繼續マ

テ之ヲ拘禁スルコトヲ得

第三項 心身發育ノ情況ニ因リ必要ト認ムル者ハ前二項ノ適用ニ村年齡ニ拘ハラザルコトヲ得

とあるは明に不定期刑の精神に従つたものであると愚考す

川越分監少年受刑者教育及處遇規定第十九條及第二十條

#### 第四節 感化監獄組織

(Reformatory System) (1)

感化監獄組織の優なるものは一八七六年ブロックウェー (Blockway) の創立したエルミラ (Elmira) なるニューヨーク州立感化監獄 (The New York State

Reformatory) である。(二) 此處には十六歳から三十三歳までの犯罪人を收容し不定期刑の下に感化方法を行つて居る。これよりさきブロックウェーは一八六八年に其の主張を公にし、而して、ニューヨークの當局に採用される所となつたのである。同様な建物はマサチューセッツ (Massachusetts) ペンシルバニア (Pennsylvania) オハイオ (Ohio) ニュー・エルセー (New Jersey) インディアナ (Indiana) イリノイス (Illinois) ウィスコンシン (Wisconsin) ミネソタ (Minnesota) 及びコロラド (Colorado) に建設された。婦人に對する改革はマサチューセッツ、インディアナ及びニューヨークに存在する。加之米國には少年の爲にする五十の感化監獄がある。エルミラの計畫に基く成年の感化院は米國以外には設立せられなかつた。けれども殆凡ての歐洲の國々には少年の爲めにする勝れた感化院がある。その最も善いものゝ一つはハンガリー (Hungary) のカッサ (Kassa) にあるもので他の一つは伊太利のピサなるデ・サンクテイス (De Sanctis)

の下にあるものである。

註(1) Encyclopaedia of Social Reform. Pp. 886, 1054

Ibid. P. 441.

(二) 牧野博士増訂刑事學の新思潮と新刑法

六八頁以下並に一九四頁

小河博士獄事談二八六頁以下

留岡氏 刑治革命二〇一頁以下

### 第五節 其他の監獄組織

感化は殆凡ての近世監獄の標的ではあるが其の効果ある所の組織に關する意見には相違がある。一八二九年分房制監獄(the separate system)はファイラデルフィアの東部大監獄に於て設立された。此の組織の下に囚人は轉居監房(Separate cells)に割當てられ而して運動すべき庭も別れてをる。監房は亦彼等の仕事場である。東部大監獄は只米國に於けるこの組織の唯一の例を止めた。而して部分的には佛國と伊國に於て採用せられた雜居制(Congregate system)と結びついた。日中は合同して労働せしめ夜間は囚人を分離せしめるオーバーン組織(Overn system)は沈黙

獄が置換へられたこと、苛酷な刑罰の廢止、囚人の環境及び歴史に與へられた新しい注意常習犯と偶發犯との分離友誼的監視と共に初犯の爲めにする刑罰執行猶豫、少年裁判所の建設女看守、精神病犯罪者の人道的取扱、囚人の確認の爲にする人體測定論的組織 Anthropometric system) 特にメルチロン組織(Bertillon's stem)及び後には指紋組織(the system of finger prints) 監獄構造法及び囚人管理の標準の高上したること、監獄管理の職員を改良したこと、國立監獄へ文官組織の擴張、分類の新らしくして一層善い原理及び老幼囚人の分離、監獄食制(dietaries)及び衛生(sanitation)の改良、監獄に於ける結核病(tuberculosis)の豫防及び其の取扱教戒(disciplinary)及び感化(reformatary)の取扱人としての努力の承認、彼の所得に於ける分配に就て囚人への一般的手當(alloances)殆凡ての文明國に於ける流刑(transporation)の廢止死刑の場合(Capital Cases)に絞殺の替に電氣によつて死刑を執行すること、尙又刑罰公示の

の規則(Silent system)に固着しない米國に流行する組織である。而して亦廣く歐州にも行はれる。二三の南部の諸州には州立農園(二)が作られて囚人は日中は農業に従事し夜間は柵内に住する、北米合衆國の南部なるアラバマ(Alabama)では彼等は國家の監督の下に鑛山業に従事してゐる。

(一) クリントン・フアームの加きは其の一例である。

"Clinton Farms, an Englishwoman's Impressions of an American Experiment in Prison Reform Special Correspondence of the Outlook," Outlook 1921, Jan.

拙譯クィントン女監參觀記

大正十年四月監獄協會雜誌八一頁以下八四頁参照

## 第十章 結 論

### 第一節 監獄學の大觀

監獄學は其の原理の方面に於ては随分發達したが其の適用の方面の發達は稍遅々であつた。十九世紀間に於ける監獄學の進歩は次の方面に於て最も明である。應報組織(Retrictive system)の代りに感化監

廢止及び二三の國々に於ける死刑の廢止、兩性の爲めにする米國に於ける感化組織の發達、條件付 由組織は不定期刑の最もよい形式中に見出される。而して新らしい注意は社會的責任の増進した意識を以て刑罰又は強制的方法の替に豫防に置かれるやうになつた。(一)

註(一) 感化監獄 小河博士 獄事談二八六頁以下

留岡氏 刑治革命二〇一頁以下

留岡氏 獄制沿革史二〇一頁以下

(監獄協會雜誌大正七年九月號以下)

小河博士 監獄學物語

拙譯クィントンフアーム(前出)

累進制 富田博士 累進刑制談

(京都法學會雜誌大正四年七、八、一二號)

### 第二節 我國の現状

竊て我國の現状を見ると監獄學の進歩は遅々ではあるが、既に三十餘年前に監獄協會起り大正三年には出獄人保護事業の改良發達を裨福し且つ在監人の教化改遷を助長する輔成會が設立せられた。而して





# 行刑危言

奈加川生

## 三、刑罰の効用

上述の如く犯罪は大部分の先天的悪性に依るもの他は、悉くその経續的慣習的なる、又一時的發作的なるを問はず社會に依つて作られ社會に依つて育てられるものである。併しそれだからと云つてすぐには一派の刑法學者や心理學者が云ふやうに「社會が生むものなり犯人自身には責任がなく、從つて之に刑罰を科する理由はない」と云ふ結論は出て來ないと思ふ。何となれば刑事責任能力と云ふものは自力の行爲に就いて道德的責任を感じる能力を云ふのではなくて、刑罰を科して其効用を生せしめ

得る能力であるのだから、例へば茲に一人の窃盜が居たとし、其者が窃盜をしたのは一々全く社會制度の不合理な缺陷と社會人心の傲慢な冷酷の爲めであつたとしても、現在の社會制度が一朝一夕で改められず、又世道人心が一旦にして温められる事のあり得ない限り、國家は斯る(同情すべきではあつても)兎に角現在の社會組織の安定の破壊は出來るだけ豫防保障しなければならぬ譯で、そのために現在の諸國は何れも刑罰を以て斯る安定の擾亂者を一時社會から隔離してその間の安定を計つたり、或は之に苦痛を與へて將來再び社會を侵さない様に試みたり或は又それ等の事を天下に示して他の未だ侵さない者をして斯る擾亂を企てしめない様に脅威したりす

るのである。それであるから社會から隔離する爲の場合の如きは明かに右の者に道德的責任ありや否やに關係なく刑を加へ得る譯で、社會は彼の擾亂の手から一日でも脱れ得ればいいのである。此意味から云へば子供でも精神病者でも責任能力があると云ふ事になりそうであるが、此意味から云へば實際子供でも精神病者でも社會から隔離しなければならぬ事は同様であることを私は認めてもいい。尤も普通人の犯罪者の行くのと同じ監獄へは行かないだけのことであるが、此事は尙ほ後で論ずることにしたい。茲には唯道德的に責任がなくても刑罰の目的になり得ないと云ふことだけ云へばいいのである。

斯くの如く犯罪は社會が作り出すとして、扱て之に對して科せられる刑罰は一體如何なる基礎に立つものであるか。或學者は社會の應報を説き他の學者は社會の防衛を唱へる。前者は刑罰を以て正義の反擊なりとし、後者は之を利益の保障なりとする。

私は今此刑法理論の根本問題を直ちに論斷することを避けて先づ何れを取るにしても吾々が刑罰を持つことに依つて現實に享ける利益を數へて見たい。

第一には社會から擾亂者が隔離される。是は一番明瞭な利益である。一日拘留しておけば一日だけは其者に依つて社會が攪き亂される處れがない、どんな猛烈な主義者でも監獄に居る間は本も書けずピラも貼れない。即ち刑罰の第一の効用は社會の隔離である。

第二に人は犯人の膺徴と云ふ事を云ふ。苦しい監獄にこりてもう二度とあんな所へ入るまいと決心し、悪人が善人となること云ふのである。私は小學校の時に遅刻をして先生から叱られたことがあつたが、それから私は一生懸命朝起きをして二度と遅刻をしなかつた事を覚えて居る。丁度そんな効能があるのだと學者は言ふものらしい。學者は之を特殊豫防と呼んで居る。

第三には一人を罰すれば他の者が同じ事を繰り返

へさないようになる効能があると云はれて居る

第四には犯人に刑を科すれば世間の人々殊に直接

の被害者が満足すると云ふ効能がある。人間は誰

しも正しき正義を愛するものであり(その事は社

會として即ち直接自分一個に關してでない場合に

は殊に著しいのだが)、従つて惡に對して反撃を加

へんとする復讐心を持つて居る。社會人心の安定

の爲めには此正義復讐心を適當に満足せしめるこ

とが必要であり、而してその役目は刑罰に負はせ

られて居る所のものであると云ふ。即ち社會的應

報である。

以上四つの刑罰の効用の中で第一の擾亂者の社會

的離隔と云ふ事は誰しも疑ひ得ない事實である。私

も刑罰に與へる最大の効果として此離隔を認めるに

躊躇しない。

併し第二第三の效果に付いては世間では可也重き

を置いて居る様だが、私は甚だ之を疑はざるを得な

いのである。而して之とは反對に第四の效果に付て

しも輕程がないと私は信ずる。もう少し大きい例を

挙げれば、私の知つた男で三つ計り中學を退校にな

つては轉校して歩いた男があつた。彼は私等同級生

の前で得意氣に校則を破つては「退校になつたら又

どこかへ轉校するサ」と云つて居た。學生に對する

退校の威力も完全に特殊豫防の目的を達しては居な

いではないか。若し學校の話なんかとして本當の刑

罰の話をしろと云はれるならば私は極めて平凡にし

て同様な實例をいくらでも挙げる事が出来る。シ

ルレルのウオルフ(ゾンネン、ウイルト)をして云

はしめるならば殆ど凡ての受刑者は「入獄する時は

失策者であるが、出獄する時は無頼漢である。」而して

ウオルフやジャン、バルヂャンが共に刑罰を少しも

恐れなくなつたのは、あながた彼等が殊更の惡人

であつたが爲めでもないと思はれる。

斯く考察して見ると刑罰が犯人を改心せしめる可

能性を持つのは或る限られた場合のみだと云ふ事が

は學者(殊に新派の刑法學者)は餘り重要視しない  
様であるが、私は第一の效果と共に此第四の效果は  
刑罰の效果の他の一半を成すと云つても宜い程に重  
大なものだと思つて居る。

第二の效果の所でも云つた様に私自身にさへ特殊  
豫防の效果を感じたことがあつたから、滿更人間に  
此可能性がないものだと謂はれないかも知れない  
併し小學校の頃遅刻して先生に叱られた時再びせざ  
らんことを決心した私も、中學に入り高等學校に入  
るに及んでは、最早先生の小言を何とも思はなくな  
り、時には「そんなに叱るならもつと遅刻してやれ」  
とさへ思つたこともあつた。

或は斯ういふ反對があるかも知れない——先生の  
小言と刑罰とを一緒に論ずるのは海水浴の好きな子  
供は難船しても喜ぶだらうと云ふ様なもので、事の  
大小輕重を辨じない議論だ——と。如何にも先生の  
小言と國家の刑罰とは天地程の差があらう。併し少  
なくも今私の引證して居る點に付いては二者必らず

解る。第一に年齢の幼いものには可能性があり第二  
に第一回の受刑の時には比較的可能性があると云は  
れる。第一の場合には小學校に適例があり、第二の場  
合に付ては初犯囚のみを收める豊多摩監獄の如きに  
就いて屢々之を聞くのである。併し年齢に依つて差  
異を見るとき云ふ事は又時代の思想上に於ける幼稚成  
熟に依つても差異を來たと云ふ事を暗示するもの  
だと云はれるが、此點から見て司法省の累犯統計が  
年々非常な勢で増進しつゝあるのは幸か不幸か私の  
論議を裏書するものの如くである。

上述の私の議論から生れ出る當然の政策は少年囚  
と初犯囚とを出来るだけ巧妙に取扱ふと云ふ事であ  
る。從來の學者の様に一般的特殊豫防の可能を認め  
る人達での此二者が特に其可能圈内にあるのを認め  
て居る様であるが、私に言はせるならば此二者のみ  
が可能圈内にあるものだと云ふ事になる。否、もつ  
と嚴格に言へば少年囚となり若しくは初犯囚となつ

了つた時は、實はもう遅いので少年囚たらんとし若しくは初犯囚たらんとした時が一番有効なのである。此意味に於て少年の犯罪者をあの恐ろしい建物の中へ引入れ、あの嚴めしい白洲の様な法定へ引き出すことは具有する可能性を著しく減せしむるものであるとともに、初犯囚を出来るだけ執行猶豫にすることは具有する可能性を著しく増大せしめるものだと謂はねばならない。

不幸にして少年囚となり初犯囚となつて、服役し出獄して來た者があつたとしたら、彼等はその改心の可能性を減らされては居るが尙ほ残して居るのだから社會はその残存せる彼の良心の根株に温情の水を注いで之を育くませねばならない譯である。然るに事理は然かく明白にして而かも事實は全然反對である。一度少年囚となり初犯囚となつたものは、最早永久に其養コロを振り直ほしては貰へない。社會は殆んど申し合はした様に彼の残つてる良心の根株に水を注いではいくれない。否、水どころか世間はこ

の中の善良な人達は刑罰を以て威嚇しなくても大丈夫犯罪なんか犯さない。又社會所謂の惡人ならばいくら刑罰で威嚇して見ても彼は犯罪を犯す。唯刑罰の威嚇性なるものは此兩者の中央に位する腰の浮いた連中にだけ効能があるのだと云はねばならない。而も社會制度の經濟的缺陷は此威嚇以上に人を抑壓する。昔は縁ぐに追つて貧乏なしと云つた。が此頃は縁いでも貧乏に追付かれて泣く者がある。こんな人には最早や刑罰は何等の威嚇力をも有たない。何となれば人はどんな面白い本を讀んでも又どんな難有い教を聞いても結局食はなければならぬから。

第四の應報的満足は新らしい學者の擧つて笑ふ所である。併し私は之に最も大きい効能を認めたい。細かい説明は前掲菊地寛氏の「或る抗議書」に譲らう。自分の身體又は財産を犯罪に依つて侵害されたことのある人は、到底社會から此刑罰の有する應報

れに冷笑の湯を掛け、罵詈の熱灰を降らし可惜根株をも全く枯れ果たさねばおかないのである。此根株が枯れ、ばどうなるか。彼は再び立つて社會を呪い社會を亂すのみである。斯くて社會は自から苦しみの種子を蒔いては自からその酬に苦しむのである。ジャン、バルジャンもそうして社會を呪つた。ウォルフも斯くして法を侮蔑した。彼をして云はしめれば彼等の行爲は全く「必要ではなくて唯法を呪い權力を侮蔑せんが爲めであつた。」

刑罰の特殊豫防的作用は犯罪全體の上から云つたら極めて僅かの可能圏内を支配する。而かも社會はその僅かの可能圏をも尙ほ消滅させつゝある。斯る時代に在つて刑罰に相當な特殊豫防作用ある如く云ふは尙ほ今日汽車に乗つて旅行する者の遅々たるを笑ふに等しいと謂はねばならない。

次に第三の効果として擧げた一般豫防であるが、之も私は人の云ふ程大きいものではないと思ふ。世的満足を無視することは出来ない。勿論それが永久の絶對的真理だと云ふのではない。私の言ふのは今の世の中の今の犯罪と刑罰とに付てである。

私は結局現在の刑罰に對しては前述第一の社會的隔離と第四の應報的満足との二つ以外に、あれ程迄に個人の自由を束縛する刑罰なるもの、効果を殆んど見ることが出来ない。而も刑罰自體も確かに社會的惡であるから刑罰が正當とされるのは、畢竟刑罰自體が社會に加へる惡よりも、犯罪者の放任と社會の正義心が満たされない事の方が更に社會的に惡の程度が高いからである。換言すれば應報的満足と隔離の利益との總和が、之を捨て、刑罰に因る社會的惡を廢した利益よりも大きいからである。故に（隔離の利益は永久不變であるが）應報心が社會から薄くなれば、それだけ刑罰の合理性も（極めて少しづつであるが）薄くなつて行く。未開時代に許された酷刑が今日到底許されない重要な原因も茲に在る。兎もあれ吾々は今日に於ては正當に刑罰を行ひ得

る。將來も未だ未だ然うだらう。而かもいくら刑罰を嚴重過酷にしても、犯罪自身もその悪性を治療せられず、社會民衆も之に依つて威嚇せられず、犯罪は社會自身の作用で自然に次から次へと生れて來るとしたら、刑罰を行はんとする者は先づ古人と共に「其罪を惡んで其人を憎まざる境地にまで達しなればならない。泥棒窃盜は盜兒の仕業に非ずして、社會が彼を此憎まれ役者として選んだに過ぎない。悪い城番さへ居ない世ならばコールハースは決して内亂罪など起す男ではなかつた。初めての出獄の日にウォルフを笑つて抱けた社會だつたらウォルフはあんな大盜兒にはならなかつた。そのウォルフは刑罰ではなく、判官の温情で改心した。ジャンも僧正の愛にのみは反抗し兼ねた。刑は方便だ。假の方便だ。苦痛を癒す薬ではなくて、一時之を忘れさせる鎮靜劑だ。鎮靜劑だけ與へて捨て、おけば、病人の治る筈がない。今の行刑は此流義に非ずんば鎮靜劑を眞の治療劑だと感違へして居るものではあるま

いか。いや、刑を行ふ各個人は知つて居られるに違ひない。併し、國家の行刑組織自體は然う云はざるを得ない程度のものであることを私は斷言することが出来る。

寺崎氏は本誌六月號(第三十五卷第六號)所載の「監獄行刑は力の行政か徳の行政か」に於て、監獄行政が徳の行政であることを力説し、稍もすれば力の行政と誤られることを辨じて居られた(同誌同號一〇頁以下)。我國司獄の長たる人に此言あるは洵に心強きを覺える。が併し現在のあの監獄と今日の此社會とではその徳の行はれざるを如何せんやである。監獄の練習は人の熱情を以てしても容易に温まらないよくそれを温め得たとしても社會の冷淡が之を一朝にして冷やさないでおこうか。司獄官の徳に化せられて涙ながらに、而かも欣然として新生活に旅立たんとする人も、やがて又冷たい社會の爲め再び「悲痛なる免囚の叫び」(本誌六月號二六頁)の主人公たら

ざるを得ないではないか。

茲に見る所あり。監獄局の名を改めて行刑局と云はんとし、褐色衣を更へて青色衣たらしめんとす。賢なるかな有司。唯私は恐れる——名が變つたので實も變つたらうと安心することのない様に。

吾々の望むのはあの監獄と云ふ字や、褐色の衣の變更ではない。監獄の實質と社會一般の犯罪觀の洗練である。而かも監獄自體は犯罪を既然にも未然にも防ぎ得ないのであるから、監獄行政は犠牲行政である。涙の行政であり、血の行政である。一言にして言へば讒悔の行政である。刑罰は止むを得ざる惡である。犯罪は自然の社會的因果律の現はれに過ぎない之を辨せずして百の刑律を作り、千の監獄を建てるも結局無駄ではあるまいか。

監獄は唯自分を愈々必要ならしめるためにのみ役立つて、少しも監獄本來の役目を果さないだらう。監獄の必要を感じ、莫大な費用を以て之を建てた人達がその爲めに愈々監獄を必要ならしめたとは皮肉も少しく痛烈の度を過して居る。世人酒飲みを笑つて「初めには人が酒を飲み、終には酒が人を飲む」と云ふ。今日の監獄と社會も亦此關係に立たずんば幸である。

冗漫なる長文、論じ來り、論じ去つてその趣く所その止まる所を知らない。洵に下手の談議は長くなり勝ちである。而かも讀者が社會の犯罪觀は私をして斯くも長談議をせしめる程左様に呪はしい低級なものなることを思ひ出して下されば私の長談議も亦無意義でないことになるだらう。

茲で私の傍らの者が斯う抗辨した。——「それは、君の云ふ様になれば犯罪はなくなるか」と。私は答へた「いや、犯罪はなくなるならない。吾々の社會生活に生存競争のある限り、犯罪は生れる」と然り。犯罪はなくなるならない。従つて刑罰もなくなる

筆を擱くに當り行刑の第一問題は社會をして次の自覺を抱かしむるに在ることを約言しておく「犯罪人は同情すべき犠牲である。監獄は清淨なる彼の祭壇である。

罪觀の中に今日の様な實質の監獄があつたのでは、

前號の目次の終りに「取締法」に關するものと「結核」の二章を書きました。前者は大半略し後者は本誌の末の方に刑罰の效用中に併せて了しました。此旨を斷つておきます。

# 集 鴨 監 獄 の

## 作 業 製 品 賞 牌 を 受 く

先日東京上野に開かれし平和博覽會には各種工業品の牌を集めて優劣を競ふたが甲にも集鴨監獄で仕上げた自轉車が最多の出品の中に頭角を顯はして銀牌受賞の名譽を勝ち得た。今自轉車出品の受賞者を数字的に見れば賞なし 十四。褒狀 十三。銅牌 三。銀牌 三。金牌 二。名譽賞牌 二。即ち出品中第五位又は第六位に置かれて居る。

監獄製品が一般の大工場と優劣を競ふて損色のないのみならず、寧ろ優異なる事を證據立てらるゝに至つた事は實に監獄作業の前途を祝福する好音と認めないわけに往くまい。こゝに至るまでの同自轉車工の過去の苦心を跡付けて見ると、最初は監獄の委託業であつて明治三十七年十一月上を起したが、これ委託者徳永爲治氏であつた。當時は業より動力の設備があるのでなく、銀工は手輪子で旋盤

は足踏と云つた状態、殆んど手工業と相去る遠からざるものであつた。其當時は我國には米式自轉車が流行であつたから、其型の品を製造したが技術拙劣の爲めと、輸入商人の内地製品擴充分けても監獄製品の嫌忌排斥と受け販路を奪取せられ製品出積の憂き目に遇ふた。

越て三十九年には旋盤及「ミョウグ」マシン「グライNDERマン」等の機械を増設して電氣動力を用ひんとしたが何分にも市街から遠距離の所である爲め(現今では周圍に人家稠密するも當時は然らず)東京電燈會社もむなく石油發動機を据付けて機械の運轉を止一新生面を開いたが四十一年頃同業者の排斥は其の極に達し都下の新聞紙すら惡罵の紙事を掲げ販路は一層杜絶して頗る悲境に陥つたが、委託業者は奮闘努力、販路の擴張に務

め一方内に製品の改造を計り、從來の米國式を廢して英國式を採用し、工事監督を一層嚴重にし工程毎に検査器に依て一々検査を仰ひ苟も符合せざるものは、之れを改めしめ粗製濫造の悪風を除去して、漸次信用を増進を見るに至つたのである、此頃から設備の關係と監獄の都合を徳永氏と請負業に改めた。

次で大正十年新築工場に移轉し、専門的の機械數十臺を据付けて、鍛工及組付に要する爐は送付機を以て加熱装置をなし、殊に硬化爐は熱度の平均を保ち、製品の硬度を一定し堅固實用には第一の評を受くるに至つた。

それは眞に眼醒ましい變化進展であつた。受刑者の職業教育はまた昔日の比ではなかつた。徳永氏はまた同工に従事したるものにて釋放後眞面目に生活せんことを志す者を保護會と協調して職に就かしめたことも夥からぬのである。

今回の平和博の銀牌が一般受刑者の心理に如何なる影響を與へたかは云ふを待たない事だ監獄作業に對する信頼と發憤とが將來に一新機軸を開くに相違あるまい。



# 殘 暑 片 語

見 十 生

## 一、拘置監の移管

(監獄を Penal Institution)

正木檢事が本誌前號に於て拘置監は監獄でないこと

云ふ論文を公にせられた。監獄を Penal Institution の意義に解するならば拘置監は監獄以外のものであり若し獄監を Institution for the judicial confinement とするならば拘置監も其の中に含まるるものとして聞かない筈である。現にバルメユ一の如きは拘留場 (House of detention) であらへ行刑機關 (Penal Institution) と稱すべからずで只拘禁と云ふ點から見て監獄 (Prison) と稱するんだと云ふて居る。況や拘留刑と云ふ執行すべき刑を有たぬ刑事被告人を拘禁する拘

留監を所謂 Penal Institution の意義に於ける監獄なりと爲すことの非なるは勿論である。但し監獄なる文字に前記二様の意義中其の何れを附すべきかは別個の問題と考へる。餘り古くもない現行刑法の逃走罪を規定したる法條第九十七條に「既決未決の囚人云々」と云ふ文字がある。縦へ未決と云ふ分子的制限語を冠するとしても刑事被告人に囚人と云ふ母

的稱呼を附することは如何なものか。監獄局が行刑局と改稱された今日に於て特に其の感を深ふする。刑事被告人の拘禁は行刑でない。其處には未だのPrison もなければ Punishment もない筈だ。之を執行すべく未だしであることは言ふを俟たぬ。理屈は極めて明瞭であるにも不拘正木檢事が特に其の一編を

云ふ執行すべき刑を有たぬ刑事被告人を拘禁する拘

留監を所謂 Penal Institution の意義に於ける監獄なりと爲すことの非なるは勿論である。但し監獄なる文字に前記二様の意義中其の何れを附すべきかは別個の問題と考へる。餘り古くもない現行刑法の逃走罪を規定したる法條第九十七條に「既決未決の囚人云々」と云ふ文字がある。縦へ未決と云ふ分子的制限語を冠するとしても刑事被告人に囚人と云ふ母

公にせられたことは惟ふに刑法第九十七條の囚人なる文字——直接文字其のものは云はぬが、是の文字を通じて刑事被告人の地位に與へらるる認識に御不満があつてのことと察せらるる。又如斯く認識することからして刑事被告人の處遇が處遇本來の意義に副はずして行はれ囚と云ふ分母の共通からして刑事被告人らしくない處遇を受けつつあり若くは受くる處があはしまいかと云ふ御懸念からの御説と承る次第である。何れにもせよ事情が許さるるならば拘留監を吾々の監獄以外に移管して欲しいものである。理由として左の數點をあげて見たい。

一、罪案の難を握る者が之に關する人の拘禁を自己の所管に於て取扱はるることは至極正當であり且つ便宜である。毛皮の所有者自身か其の保存の爲めに自分で冷蔵庫を有たることは一番工合がよい。檢閲の爲めの書信の廻付。面會許否の照會監房配置の交渉差入物件の取扱等彼之行刑のものに關るることなき夥多の手續から免れたい。機關の能率から見ても刑務署の自便主義と云ふ様なものがあつてもよいと思ふ。

二、小兒の疾病は専門の小兒科に委かすことであると同様に檢察

### 一、假出獄規定の配條

舵手がコースの長さを念して舵を練ると同様に行刑は刑の長さを考慮せずにはやれない仕事である。

行刑のスタートは刑執行の言渡で釋放はゴールである。然し乍らこの行刑のコースも行刑の個別異からして所定の長さでないこともある。如斯きコースの個別異乃至行刑の經過中に於ける曲折に關する規程は須らく行刑法規中に收めたいものである。矢張り大工道具は大工の手許にない不便であるし動もすると第一世間の人に「成る程大工は鋸や鉋を使ふものかいな」なんぞと云ふ奇妙な質問を發せしむる原因ともなる。監獄法は從來六法全書の殿軍を承つた是後は九法全書の殿軍になるだろう。先陣たると殿軍たるに依つて國法の效力に何等の差別はない等。兎も角假出獄に關する總則的規程は監獄法に規定されて可然と信ずる。監獄官が假出獄に干與する限りは。

と云ふ方面から人間を處遇するには矢張り檢察官に於て刑事被告人の心程を打診し日夜看護して貰ひたい。病源や病案を知悉しない監獄官吏に當ることは迂愚であるし場合に依つては暗中に尙候衆せざるべからざることもある。大切な病人を殺して申譯ないこと云ふ責任を感ずるさき一方に淡き愚痴が起る。

三、被告人拘禁の爲めには繩伸びのある (cell) 充員を要する監房の設備等物的設備に於ても同様である。

四、未決の滞獄日數が自然短縮されけしまいか。逃ふことの絶へてしなくば中々に………で其處に人情の機微が存在する。

五、首縮りから考へる監房の設計に拘留監と云ふ一區劃からする監獄全部のプランに拘留監を監獄内に分割することより監獄建築は珍からざる備を受けつつある。

六、問題の根元を爲すところの囚と云ふ分母を除くには建物を分離し所管を異にし且接觸する吏員を別派のものにせればならぬ未決拘留を受けた者が現在の監獄から釋放された時「保釋を刑事被告人拘禁所から歸つた」とは云はぬ正直な奴は監獄から戻つた」と云べし。妙な奴は別荘を引き上げて來たと云ふ「本然の處遇は本然の場所に於て爲すべきである。勞役場の併置などは處順先にけたい事柄である。

### 二、監獄作業の職業的訓練 (Industrial training) と監獄官吏の職業的服務 (Professional Service)

身分帳簿乙號行狀録の作業に關する思念欄に就ては現就の作業を以て出獄後生業と爲す意思ありや否やの點を一つの視察事項として指定してあるがこれは一寸乙な事柄である。顧みて自己を云ふのでないが視察の方面に二途あるが如く思はるる。一に曰く「割の良い工錢の仕事であるから出獄後も之に従事して活計を立つる見込なりや否や」二に思はく「こんな仕事は横から見ても縦から見ても一人前の飯を食む男の仕事ではないが儲てこれでも生業と爲す特別の思召あるのかしらん」以上二つの觀察である。前者なりとせば少しく現在の作業業種並に其の職業的訓練に一瞥を與ふ必要があるし若し第二ならんには餘りに人が悪い。恰も半反の布を與へて本身の着物を仕立てるのかしらんと視察所期すると同様で

ある。自惚は誰にもありと云ふ。けれども自惚るるには多少の事由があつて欲しい。生業と爲す意思の有無を視察に求めんとするからには其の前提として該作業が一般的に見て生業として採るに足る價値のあるものなることは勿論次に生業と爲す場合に就て職業的知識が與へられ之に關する誘掖的處置訓練が採られてなければならぬ。業種撰擇の特權が有賞者に限らるる規定の精神を顧みると其處に根本的な差異がある様に感ぜらるる。

現在の監獄作業は果して職業的價値 (Vocational Value) を有するものであるか如何か。監獄作業には更に進んで教養的な社會的な意義と價値がなければならぬと云ふ。けれどもそれは詮索すべく第二次の距離にある。久留米耕の工賃が監獄作業の平靜に鼎の輕重を問ふたり織姫ならぬ梭の音が赤煉瓦の彼方より風の便りに傳はるところを聞くこと未だ Vocational でないと肯かざる。然るにも不拘吾々は十數年以來彼等囚人に向つて所謂生業と爲す意思あり

を悞れて一ヶ年契約の短期間に囚人作業を補足的に利用して見たり。つまり監獄の生産力を恒常的に取扱つて呉れなかつたり或は大企模の器械工業に付て囚人並に監獄吏員の技能の程を疑つて見たり又疑はるる餘地が存したり、更に根本的な理由として監獄の生産力はその性質上之を利用する上に於て一般の生産過程に依り難きものであると云ふ事由もある。何れにもせよ監獄作業には職業的價値あるものが尠い又其の然るべきを認容すべき相當の事由もある。けれども是が爲めに吾々監獄官吏の服務が職業的でなくともよろしいと云ふ寸毫の理由もなく監獄作業の非職業的性質と監獄官吏の職務との間に其の性質を同じうせざるべからざる何等の因縁もないのである。吾輩は敢て監獄官吏の職務が非職業的即ち娑婆氣のない仕事であると云ふのではないし又必ずしも官吏の服務振りが主業的でなく副業的であると斷ずるのではない。けれども監獄官吏殊に下級官吏には餘りに局地的關係が多くあり從而不知不識の

や否やを假令内面的であるとは云へ反問し來たつたのである。孝養も碌に盡くさんで死なした親の位牌に向つた時の様な顧みて怍怍たる思を十數年來繼けて來たのである。コロンピヤ大學の職業教育科教授テイン氏 (Arthur D. Dean) の言草じやないが、『是が職業的訓練で候と云つて婦女子の仕事であるシャツや猿股の裁縫を男囚に課して居るところを見せたら嗚や天使も泣くだらう……』否々泣いたは笑つたりする時代ではない。眞面目に考へねばならぬ次第である。

監獄作業に職業的價値がないと云ふことに付ては色々の原因があるだらう。定役の隨伴と否とによる懲役と禁錮との區別より窺はるる監獄作業に對する立法的認識、是より當然に溯考し得る監獄作業に對する社會一般の非産業的見解なども一つであらう。又一國の産業組織殊に生産が組織的でなくして企業家が火事泥的な胸算から消費の爲の生産でなくして投機の爲の生産をやり是種の企業者が資本の固定

裡に自然其の勤務振りが *Lawless* であることによりはしまいかと思ふのである。私に承るところによると當局に於ては近時監獄官吏の一地方の勤続年數に一定の制限を設けられ異動の範圍を擴めらるる方針であると聞いて居る。寔に結構な事と思ふ。一羽の雀を射落とすも全力を傾注せよと云ふことがある。況や最も難事である行刑の局に當る人の務め振りが主業的でなければならぬことは勿論である。諸般の事業は人を基本にして考て見たい。人の力の足らぬところは組織の寸法で助けて行く。然し如何程事業の經營管理が有効に能率的に仕組まれても之に當る人の能力にして不充分であつたならば恰も仕掛煙火の點火せぬと一般で玉屋の面目丸潰しである、吾輩は職業的たることの一要件として勤続と云ふことを排するものでない。十五年勤続者の輩出する事は慶事である。然し "Time makes ancient good uncouth" (時は天保錢を空しうす) と云ふ諺もあるから事物を只時間的のみにみること好まず。時々文化的若返

り法を採つて空間的にも省察を試みる必要を認むるものである。高級司獄官の特別講習を是の意味に於ても賛成する者の一人である。次に職業的たる爲めの第二の要件として勤務掌帳が Devotional (張り込み的) であるべきことを上げたい。換言するならば副業的でなく業として専ら職務に従事することである。出勤簿の捺印数と勤務價とは全然別個の觀念に屬する。

却説。然らば如何にせば緊張味ある主業的態度に出づる勤務を期待し得べきやと云ふ問題であるが結局するところの問題の根本が人其の人の心持に存するにありとするは監獄官吏の自覺に俟たねばならぬことは勿論である。けれども自覺に讀で字の如く之を強要し得べくもない但し之を誘致助長し得べきは疑のないところである。より良き生活の保障と地位の向上——考へて見たい當面の問題である。セコハンの黒羅紗外套を着用せしむるが如き事も是の點から觀て事些事に似たりと雖も考慮に價するだらうと

思ふ。矢張り商賣には Snow Window も必要である。時正に軍縮に際しセコハン外套の配給愈々大なるべきかを思はしむる秋に當り特に言及した次第である。

#### 四、残暑の初

である。話は早い方がよい。口角泡が飛ばす乗客と車掌の口論も大抵の場合八錢の電車切符一枚で見事解決が付く世の中である。各般の監獄改良に就ても左右の鍵は豫算の數字が握つて居りはしまいか、と云つて吾々は準禁治産有格者であつてはならない。遊蕩であるべきでない。靜に先輩クローネー氏の言に耳を傾けやうじやないか。氏曰く(英譯)

Even if you hate the best law, the best Judge, the best sentence, and the Prison ficer is not efficient you might as well throw the statute into the waste-basket and bet on the sentence.

『たとへば金科玉條の法律があり名判官を控へ完壁の判決を下すも若し監獄官吏にして無能であるならば寧ろその法典を屑籠に投げ込み判決を灰燼に委するに如かざるのである。』



### 行刑に於ける名譽制度

(承前)

サンフオード・ベーツ  
武田 生譯

一 茲で一寸こゝろわつて置くことが二ある。

- (一) 予はオスボーン制度を採用して成功した人に對して批評を下さうとは考へて居らぬ。オスボーン君などは公衆の注意力を在監人の必要なる點に集注させて、我が行刑學に偉大なる貢献をなした人である
- (二) 尙また如何なる制度たりとも、聰明寛弘で、堅

忍不撓の人に掛ければ、必ず成功することは常に唱へらるゝ所であるが、予のこゝで論せんとするは制度其物であつて、從來存する監獄制度の中、いづれが最も妙術に富むかを決定しやうと考へるのである。

此故に相互安寧協會で例示せられた名譽制度に一の重大なる缺陷がある。それは自治的公民たる特權

と義務とを享受する能力なきことを現に立證して居る人物へ、之を賦與しやうといふに存する。さりながら、吾人が永久に跡を絶たんことを望める専制、抑壓、苛酷の舊制度の失敗は最も明白であり、且或種の名譽制度を採用したる試験は其價値の有望なるが爲め、予等は自治制が被拘禁者にも、また官吏にも双方利益があつて、我行刑機關の管理に裨益あるや否やを研究する必要を感ずるに至つた。

## 二

我行刑機關の運用を全托されたる人々が自治制度を採用することも、危険なしとして、歡迎せらるゝ爲めには次の三條件を必要とする。

(一) 在監人に或程度の自治を許すとしても、司獄官其他國家の官吏の權限たる監獄の實際的管理權には毫末も影響を及ぼしてはならぬ。即、監獄備人(米國では僕婢等の地位を云ふ)の任免、給與品の購入一般的會計の監査等の事務は斷じて在監人に取扱はしてはならぬ。されど、感化、籠技、献立、又教育

の特典を獲得しなければならぬとしたところが、此等の權利と特典とを享受するに先立ちて、教育及善良なる公民たる資格を具へなくてはならぬ。此點についてウエルスの新紀元を造つた『歴史の梗概』を引用して、我監獄の地位と世界の歴史とを比較して見たい。監獄が若し適當に經營されたならば廣き世界の横斷面に外ならぬ。ウエルス曰く。

『吾人が』特に力を注がねばならぬは言語の教育である。協議に先立ちて告示を要すとの觀念を實現すべく教育は私的事業でなくなり、團體的事業となつた。之れが現代の國家と前時代のそれとの差異の存する所である。事實現代の公民は最初に告示し、然る後協議しなければならぬ。彼が投票する前に其意見を聴かねばならぬ。彼が決定する前に諒解しなければならぬ。これが爲めに選舉場を建つるよりは學校を開かねばならぬ。文藝と科學と新聞とに親しみ易からしむることによりて盲徒と混亂の只中から、現代的理想たる自覺的協

課程の一部、工場整理の問題に對し、在監人の委員に若干關與させることは、監獄統治に裨益がある。

現代實業界の最も偉大なる成功者で、工場委員制度を採用し、事業經營を分擔させた者もある。例へばボストン市の最大なるデパートメント、ストアアードは近頃五名の使用人委員が、他の使用人の採用罷免の問題を評決するの政策を執つたと聞及むだ。

(二) 自治制度成效の主眼として、典獄以下の吏員が在監者の善良分子信頼と協力とを贏得たならば、在監人が自分等の役員とか委員とかを選定するの自由なる權能を有たねばならぬことはない。而して其信頼と協力の状態は孰の制度にありても其成效の基本となるものであるが、自治制度に於ても在監人の役員及委員の選定方を無拘束に無制限に、在監人に委させるよりは典獄の指名によりてヨリ善き結果を齎すことは、マツサチューセツツ州のサッフオルク郡立監獄の當局が實際に經驗したところである。

(三) 在監人は自治の權利を自治組合の役員を保有す

調の途が展開する。投票權其物は無價値である。クラツチ時代伊太利人は悉く投票權を有つて居たが、毫も彼等の爲にならなかつた。人は教育を有つに至らねば選舉權を有つことは無害無益である。吾人が進むべき理想的社會は單に意志の社會でなく、智識と意志との社會である。教育によりて蒙昧の精神が協調、富貴、文化の定着と兩立する自由と自信とを得せしむる』

## 三

在監人の教育が進歩したる監獄管理の要素であるとの主張を爲すに當りて、所謂「教育」の意味を慎重に定義しなければならぬ。即ち狹義に解し、單に犯罪者を訓へて教育ある犯罪者たらしめ、若くは其奸計を一層巧妙ならしむるのでもなければ、又單に初等の教育を採るに止るのでもない。吾人は數育を廣義に解し、公民たるの準備、即ち社會に對するヨリ廣き眼界を放つたけの高所に達せしむるの謂である。教育は其名の示すが如く、無智と迷信との下

界より、智識の昭々として健全なる雰圍氣中に誘導すること、また重安なる人類同胞の觀念を體現せしむることである。此理論の正確なることを證明する爲め、前年ボストンのデアー島の矯正院（米國のハウス、オブ、コーレクションは文字通りなれば矯正院であるが、其實強制勞役場の如きものである）に執つた統治法を擧げて見やう。

同矯正院などは數年の間、其收容者を教育したりまた向上改善せしむる何等の設備もなかつたやうである。其處へ相互安寧協會とか、自治制とかを敷ひて改善に着手しやうとするは無益である。故に一年間は其取扱を善くし、食物を改め、教誨を頻繁にし時々娛樂を與へ、右監者に此度の處遇は眞に自分等の改善を圖るにありとの確信を持たせることに努め、其終期に於て希望する者は複級組織の監獄學校に入るの特權を賦與した。ところが、驚くべき熱心を以て此機會が利用せられ、學校開設後數ヶ月ならぬに、在監者の半數が晝間の作業以外に、一週四晩

の學業に就き、約百人の在監人が一人の官吏と一人の有給教師の監督の下で夜間九時まで監房外にありて、自己改善の業に孜々として精勵した。在監人の教師（米國監獄教育には在監人より教師の助手を選任する所多し）典獄が慎重に選定したことが偶然にも之を中心とすれば立派に自治制を施行することの可能なるを思ひ附く本となつた。

#### 四

抑、在監人の一群を教師に取立つるは新に衆目を集めて、監内全部の指導をなさしむるに適するものである。以前は煮過ぎた卵子のやうな性質の指導者として算ばれたが彼等には智識がない。朋輩を教へ且つ導く能力を具する者に取つて代らるゝは當然である。此教師の一群が終に典獄の協力を得て、全在監人團の事務執行委員となつた。

如何にも意味深き話で、第三條件の至當なることを善く説明して居る。即、名譽制若くは自治制は先づ在監人中に教師團を設けること、之と同時に實力

を具へたる指導者を得ること、而して其指導者は自治制の當初には選舉に依らぬことである。デアー島の監獄に於ては、約二年間戰時であるのと、同島に海軍の大監獄が建てられたのと、管理上二重の困難に遭遇したに拘らず、逃走者は一人のみで、禁制品の密入は極端に減じた。而して此監獄の役員が榮轉する際、在監人各自の署名した頌徳文を典獄へ提出した程である。

#### (中略)

此方法を施行して何よりも善いことは、度々入監した記録を有する多數の人々が、這箇のの經驗に對し深き感激をもちて島から出て來る。而して二年を経過した後も外部の社會にて正道を踏み外すべきないで居る。此事は結局一切の監獄制度の良否に對する試金石である。また我國の司獄官は此實例によりて被拘禁者間に大なる感化の行はれつゝあることを立證することが出来る。

#### 五

猶一つ論すべきことがある。これは相互安寧協會の首唱者は組合員が其所屬團體に忠實なることを訓へる而して其忠實心こそ一初の性質中最も重要なものであり之によりて其者が改善された實例が尠からぬと説く。いづれの監獄制度に於ても在監者に忠實心を注入せねば成効するものでない。がしかし、特殊の體にのみ忠實ならんよりは寧ろ全人類に對する忠實心をば教育と實例とによりて注入することがヨリ善くはなからうか。同盟協會に忠實ならしむるとは、人の義心を局限し犯罪人階級のみ固結せしめ世界の他の部と遠ざからんとする危険なる傾向があるから、一般人類に對する彼の義務を信せしめ廣く人道全部を抱擁することが必要である。吾人は典獄司獄官に忠實な。在監は彼等の精神が全く變化し改善されたる結果であることを知るものである。大デモクラシーの法律に違反したる故を以て宣告されたる監獄内にのみ行はるゝ團體に忠實ならんよりは更に自己所屬の全社會を目的としたる忠實心こそ最

も健全なるものと考へる。結局大デモクラシーの中に各自の生涯の大部分を送らんことは望ましい所である。さりながら監内の團體を形成するにも忠實心が基礎であらねばならぬといふ言には至極賛成である。しかし特に方を入れねばならぬ點は其忠實といふ念慮にあつて、其團體といふものではない。

六

要するに本問題の答は——何等の豫備方法を用ひずして監獄内の統治を在監人の手に全托することに賛成を求めらるゝならば、予は之を拒否する。之に反し、聰明親切なる司獄官と信用するに足るべき在監人の一群との協同關係に基づいた制度であつて、在監人中から出たものであつても、全體の利益の爲に働き自身は改心自新疑ひなきより指導者たる資格を具有する人々に依りて一般の在監人が實直な公民たるの道を指導さるゝといふ制度であつたならば、其名稱の何たるを問はず、予は賛成するものである。(完)



監獄官吏と囚人との感情問題

藤木法林

今回従来の監獄局が行刑局と改稱せられたるを手始めとして、其他行刑上種々改善の計畫中であるとのこと、洵に慶賀の次第である。就ては此際諸般の改良と共に、行刑の實際に於て、其効果上至つて重大問題たる看守諸君と囚人との感情問題の改善に就て、是非手を着けて貰ひたいことを切望するものである。此直接教養者と被教養者との感情問題は教諭の効果、作業の能率、行狀の良否、改悛の有無、其他すべての點に一大影響を來し、刑の執行をして有効ならしむるも亦無効ならしむるも、實は此兩者間の感情問題如何に起因すると言ふも、如何なる方法に依て此問題を解決し改善することが出来るかと言ふことに一き、聊左に其意見を陳べて見たいと思ふ。

總ての監獄を通じて大多數の囚人が看守諸君か蔑視し大多數の看守諸君亦遺憾ながら一

政府の物價引下案の直接影響とは見えぬが兎も角昨今大商店が相次で廉賣デー或はマーケットと感心な趣旨の營業振を發揮し出した、不幸にして現在ではその結果に對して評判餘り芳ばしくはないが「信用ある商店のこと違からず反省して呉れるに、相違ない」と農商務省の商事課長田島勝太郎氏が書つてゐるから民衆も安心して、譯だが、此處に一つ廉賣の背後に實在する面白いエピソードがある、三越白木松阪屋などの廉賣マーケットでいつも一番に羽が生えて飛ぶやうに賣れる反物にしては久留米絨や木綿物或は靴下駄傘など日常生活に密接な關係のある品物の一部分が我國全國の監獄に於ける囚人の勞役の生産物である一體言ふまでもなく役役人はお上から職業訓練のため就職中種々な仕事を授けられる、現在主な種類は機物であつて細かいものでは前記のもの、他種行李塗物銀治類など必ず日用品であつてそれ等が悉く政府の許可で著るしい例では福岡の杉行合名會社久留米機物合名會社等各大都市の間屋又は仲買人の手を経て大商店アパートメントストアに賣下される、このため政府は毎年平均六百萬圓の歳入を得て居る。

監獄からの廉賣品

大商店の仕入

一般囚人を恰も動物視して居ないかと思はるゝ如き傾向が在る様である、此點は獨り自分のみの憂慮計りでなく、總ての典獄看守長諸君が私かに痛心せられつゝあるところで、看守諸君が囚人を動物視せらるゝが如き状態に至つたのは、蓋し無理からぬ事の様で、畢竟囚人が看守諸君を蔑視するところに起因し、謂はゞ其蔑視に對する復讐的反感でも言ふべきであらふかと思はれる。此處双方の感情は、何に看守奴が、何に囚人奴がの對待になつては居ないかと思はる。行刑の精神が感化教養にありとすれば、現在に備つて魚を求むるも同然で、教養の如き給んぞ絶望であると思ふ。少數の看守長諸君や教師だけでは、實際的教養が甚だ不可能の事と言はればならぬ。如何しても晝夜不斷等離に在る大多數の看守諸君の力に待つゝり外はない。

然るに看守諸君と囚人との感情が恰も氷炭相容れざる如き状態では、其間隔餘りに遠く、到底教養の手は届かぬと思ふ。看守諸君と囚人との間隔は、實に紙一枚の差まで接近せねばならぬ。然るに現在の状態では、看守諸君は立派な人格者として最も高き丘上に立ち、彼等囚人は非人格者なる動物として、最も深き谷底に落ち込んで居るかの様なものである。自分は高き丘上に立ちながら、而も深き谷底に落ち込んで居るものを助けようと言ふ事は絶対不可能の事で、谷底に落ち込んで居るものを助けるには自分も亦谷底に落ちねばならぬ。

此に於て愚案を披瀝すれば、自分が人格者で在ると共に、彼等囚人も亦同一人格者で在る人として犯罪の要素を備へないものはない。自分と彼等との相違は、只刑罰事實の有無に存するだけの事である。若しも自分が彼等と同様の立場に在つたならば、矢張り自分も亦彼等と同運命の下に立つて居るかも知れないと言ふ事を自覺し、彼等に對して充分の同情を表すると共に、先づ彼等囚人として相當の敬語を使用すると言ふ事が感化教養上刻下の急務ではあるまいかと思ふ。之れ即ち看守諸君と囚人との感情問題を一掃し去

監獄官吏と囚人との感情問題

る。最良の手段方法たるを確信するものである。但諺の物の言ひ様で角が立つてふまば事實で在つて、殊に彼等囚人は自己に弱點の有ることを知つて居るから、恰も主人が、丁稚や小僧に向つて使用するかの如き言語を使用されるか、甚だしく感情を悪しくし、自分等に弱みがあるからと断程までには言はれるか、所謂恨骨體に徹し、ますます看守諸君を蔑視することになり、性質感しきものは事毎に反抗の態度に出づると言ふ事は事實で感情上又止むを得ざる事かと思考せらるゝ譯である。

人聖人にあらざるよりは誰れか過ちならんやである、ところで官吏として囚人に敬語を使用すると言ふ事は如何にも都合の悪い事であるとか、又官吏としての威厳が全くない事になるとか、監獄は規律の府である敬語など使用して居ては規律は保たれないとか言ふ人ありと假定しても、夫は甚だしき誤謬であると思ふ。規律とか威厳とかは、規律其物が目的でもなければ威厳其物が目的でもない。目的は他に在る。畏服せしむるか、心服せしむるには彼等の人非人として動物的取扱ひが無論最も適切である。併しながら決して畏服はしない。ますます反抗心が培はれる計りで

ある。行刑の精神からますゝ遠ざかる計りである。畏服では感化も教養も不可能である矢張り心服せしむると言ふことにならなければならぬ。敬語を絶対に禁じて動物呼ば、りては規律が保たれぬとか威厳が無くならぬとか左様な道理は無い筈である。夫れは全く形式に因はれた言ひ草で在つて、不得要論の形式に因はれた言ひ草で在つて、未だ仲々感化教養などは遠く話して居る間は、一切之れを超越し彼等の人として相當の敬意を失はず、公平無私に出づるところに眞の監獄官吏の眞價眞の威厳と言ふものが存すると思ふ。

却説自分が所謂相當の敬語と言ふのは、彼等と呼び捨てにすると言ふ事を一切廢して、何れを呼ぶのを何れさんと呼ぶ、此何れさんを敬語の中心とすれば、他は此さんに相當の敬語を使用することが出来ることになる。何れさんと言ふ以上は、オイコラとか、貴様とか、馬鹿とか言ふ様なことは到底出来ないことになる否な出来ないところか此さんの敬語を使用すれば、自然彼等に對する看守諸君の心持ちが一變して来ることになる。従つて彼等囚人の心が又一變し來り、看守諸君を恰

も親兄弟の如く思ひ、必らず大いに尊敬の念を拂ふに至るは燦々火を視るよりも明らかである。

此に於てか双方間に一種言ふべからざる親しみが生じ、自暴自棄心や殺伐の心を取り去りて柔和に導き、同時に一面反省向上の念を發起せしめ、不知不識行刑の目的を達成するに至るは些の間違ひなきところを確信するものである。要するに監獄は或る一の工場にして、囚人を總て、職工と見做し、監獄官吏は其取締り役であり監督役であり又は支配人等の如きものであるかの如き考へを以て彼等に接し、互に相當の敬語を使用して行つたならば、其處には必らず徹底したる刑罰の執行が遂行されるに至るかと深く信する次第である。



大正十一年七月中入出監並月末在監人員

越員 入 監 出 監 現 員

受刑者	刑事被告人	勞役場留置者	乳兒	男	女	總計
四三、〇〇六	二、五九九	一七三	二四	四四、二四七	一、四七四	四五、七二二
二、九七九	二、五七〇	二二二	三	五、四六五	二三〇	五、六九五
三、三〇〇	二、五七七	二二二	七	五、八六三	二五一	六、一五五
四二、六七五	二、四四三	一六三	二〇	四三、八四九	一、四五一	四五、三〇一
四三、〇〇六	二、五九九	一七三	二四	四四、二四七	一、四七四	四五、七二二
四五、九六四	二、七三三	一七三	一七	四七、二八八	一、六三三	四八、九二一
三三、三三三	七、六	九	四	三九、八	三三	四〇、一三三
三、二九九	三、〇〇〇	一〇	三	三、四三七	一七九	三、六二六

前月末日 前年同月 増 減  
現 在 末日現在 前月比較 前年比較

△ハ減

備考 内朝鮮人受刑者男二二人、刑事被告人男二〇人、支那人受刑者男三六人、刑事被告人男一四人、露人受刑者男一人、伊人受刑者男一人、葡人受刑者男一人アリ

大正十一年七月中在監者人員表

監獄別	受刑者		刑事被告人		勞務場留置者		乳兒		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
小菅	1,333	1,333	1,333	1,333	1,333	1,333	1,333	1,333	1,333	1,333
東京	2,777	2,777	2,777	2,777	2,777	2,777	2,777	2,777	2,777	2,777
豐多	833	833	833	833	833	833	833	833	833	833
巢鴨	2,444	2,444	2,444	2,444	2,444	2,444	2,444	2,444	2,444	2,444
橫濱	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234
浦和	2,123	2,123	2,123	2,123	2,123	2,123	2,123	2,123	2,123	2,123
千葉	666	666	666	666	666	666	666	666	666	666
水戸	555	555	555	555	555	555	555	555	555	555
宇都宮	444	444	444	444	444	444	444	444	444	444
前橋	333	333	333	333	333	333	333	333	333	333
靜岡	222	222	222	222	222	222	222	222	222	222
甲府	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
長野	888	888	888	888	888	888	888	888	888	888
新潟	777	777	777	777	777	777	777	777	777	777
東京	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999
京都	666	666	666	666	666	666	666	666	666	666
大阪	555	555	555	555	555	555	555	555	555	555
神戶	444	444	444	444	444	444	444	444	444	444
奈良	333	333	333	333	333	333	333	333	333	333
和歌山	222	222	222	222	222	222	222	222	222	222
德島	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111

監獄別	受刑者		刑事被告人		勞務場留置者		乳兒		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
高松	699	699	699	699	699	699	699	699	699	699
名古屋	1,666	1,666	1,666	1,666	1,666	1,666	1,666	1,666	1,666	1,666
安濃津	555	555	555	555	555	555	555	555	555	555
岐阜	444	444	444	444	444	444	444	444	444	444
福井	333	333	333	333	333	333	333	333	333	333
金澤	222	222	222	222	222	222	222	222	222	222
富山	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
廣島	1,777	1,777	1,777	1,777	1,777	1,777	1,777	1,777	1,777	1,777
山口	888	888	888	888	888	888	888	888	888	888
岡山	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999
鳥取	336	336	336	336	336	336	336	336	336	336
松江	223	223	223	223	223	223	223	223	223	223
松山	673	673	673	673	673	673	673	673	673	673
長門	446	446	446	446	446	446	446	446	446	446
三浦	1,333	1,333	1,333	1,333	1,333	1,333	1,333	1,333	1,333	1,333
佐賀	444	444	444	444	444	444	444	444	444	444
小倉	1,555	1,555	1,555	1,555	1,555	1,555	1,555	1,555	1,555	1,555
大分	444	444	444	444	444	444	444	444	444	444
熊本	666	666	666	666	666	666	666	666	666	666
鹿兒島	444	444	444	444	444	444	444	444	444	444
宮崎	333	333	333	333	333	333	333	333	333	333
神戶	444	444	444	444	444	444	444	444	444	444
沖繩	333	333	333	333	333	333	333	333	333	333
宮城	444	444	444	444	444	444	444	444	444	444
仙台	333	333	333	333	333	333	333	333	333	333
青森	222	222	222	222	222	222	222	222	222	222
岩手	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
秋田	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
山形	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
福島	222	222	222	222	222	222	222	222	222	222
茨城	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
栃木	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
群馬	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
埼玉	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
東京	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
千葉	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
水戸	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
宇都宮	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
前橋	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
靜岡	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
甲府	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
長野	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
新潟	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
東京	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
京都	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
大阪	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
神戶	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
奈良	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
和歌山	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
德島	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
高松	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
名古屋	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
安濃津	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
岐阜	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
福井	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
金澤	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
富山	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
廣島	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
山口	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
岡山	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
鳥取	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
松江	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
松山	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
長門	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
三浦	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
佐賀	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
小倉	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
大分	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
熊本	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
鹿兒島	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
宮崎	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
神戶	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
沖繩	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
宮城	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
仙台	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
青森	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
岩手	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
秋田	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
山形	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
福島	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
茨城	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
栃木	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
群馬	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
埼玉	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
東京	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
千葉	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
水戸	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
宇都宮	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
前橋	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
靜岡	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
甲府	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
長野	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
新潟	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
東京	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
京都	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
大阪	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
神戶	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
奈良	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
和歌山	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
德島	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
高松	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
名古屋	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
安濃津	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
岐阜	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
福井	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
金澤	111	111	111							



二、前項ニ依リ處遇スル者ニハ監獄法第六十條第一項第十號ノ懲罰ハ同第六十一條ニ依リ處罰スルヲ得サルヤ。

司法省行刑局行甲第一一四九號  
大正十一年八月二日

司法省行刑局長 山岡萬之助  
奈良監獄典獄 上田定次郎殿

十八歳以上二十三歳未満懲役四處  
遇ニスル件

七月五日奉發第一〇四八號ヲ以テ標記ノ件ニ關シ御照會有之候處本年六月行甲第九三二號ノ一訓令ニ懲役四年中十八歳以上二十歳未満ノ初犯者及二十歳以上二十三歳未満ノ初犯者ニシテ情狀ニ因リ之ニ準シ處遇スル必要アル者ハ之ヲ十八歳未満ノ者ニ準シ處遇スヘシトアルハ是等兩者ヲ十八歳未満ノ者ト同様ニ處遇スヘシトノ趣旨ニハアラサシテ是等十八歳未満ノ者ニ關スル規定ノ全部又ハ一部ヲ應用處遇スヘシトノ意ニシテ大體ニ於テ調練教化上ノ必要ニ出タル特別規定ハ之ヲ準用スルモ單ニ十八歳未満ノ心身未成熟ヲ保護スルカ爲ニ設ケラレタル規定ノ如キハ之ヲ準用スルノ限ニ非サル義ニ有之從テ疑義ヲ點ニ付テハ左記ノ通解釋可然モノト被思料候

左 記

一、前記訓令ニ依ル懲役四年ハ監獄法第三十條前段及同施行規則第八十五條ヲ準用シ教育ヲ施スコト

二、監獄法第六十一條ハ心身ノ發育期ニ在ル十八歳未満ノ者ニ對シ發育ヲ害スル虞アル減食ノ處罰ヲ禁シタルモノナレハ前記訓令ニ依ル者ニハ之ヲ準用スヘキ限ニ非ラス。

△受刑者移監ニ關スル件

岡山監獄典獄照會 岡監發第一五八五號  
大正十一年八月九日  
本年六月二十七日行甲第九五五號ヲ以テ同第九三二號ノ一訓令ニ依リ拘禁スルモノハ監獄法第二條ニ依リ拘禁スルモノト分界スヘキ旨御通牒相成候處右ハ適切ナル御指示トハ思料致候得共之レヲ押送途中ニマテ嚴重勳行スルコト、セハ人員取纏メニ不睦時日ヲ要シ且ツ押送費用多額ニ上ル虞有之候ニ付テハ戒護吏員ニ相當ノ注意ヲ拂ハシメ同時押送方御承認相成度候。

司法省行刑局長回答 監丙第一三九三號  
大正十一年八月廿八日

八月九日開監發第一五八五號ヲ以テ標記ノ件御參照ノ趣テ承有ハ當分施行規則ニ從ヒ同一護送吏員ヲシテ護送スルコトヲ得サル儀ト御承知相成度候。

追テ各別ニ護送吏員ヲ付スルニ於テハ偶々同一汽車ニ搭乘スルカ如キ場合有之己ムヲ得サル儀ト思料致候。

會 報

△渡歐中の松井書記官よりの消息 (消息の一節)

航海は一日運着の爲め會議には幸じて出席致し候、委員會幹事長のシモン フォン デルアー博士とは種々なる意見を交換致し候會議の報告書は一日發送の手續を了し昨日インテリクン(インクフラウム山下)に來り本日ジュネーブに參り候、今更ながらスイツルの風光申分無之候「ベルン」では佛語よりは獨逸語感んにして別段買物や食事に困らず候大分ベルン通になつた積りに候然し「クンフ」に來て見れば全く佛語にて一向列ら

す長く居ては神經衰弱に罹る虞有之早々獨逸か「ベルン」に戻り度く考へ居り候、明日は當地の監獄參觀の儀に候

△第十四回練習所の開催の開催

幾多の優秀なる司獄官を排出し來りし吾が監獄協會は復茲に第十四回監獄官練習所を開くこととなり。本年は修學期間を短縮して九月十一日より十二月二十日迄と變更せり。

尙ほ入所生の氏名を擧ぐれば。

- 諏訪定次郎(小菅) 楠 敏一(東京)
- 豊田 淺一(豊多摩) 星 景輔(豊多摩)
- 茂木 嘉勝(栗 嶋) 秋谷仁三郎(横 濱)
- 子島 寅藏(浦 和) 十橋竹次郎(千葉)
- 金杉 濟千(葉) 飯村 清司(水戸)
- 伊藤定次郎(水戸) 青柳勘次郎(宇部宮)
- 伊藤 享(靜 岡) 瀧澤 五郎(長 野)
- 上野 豊(京 都) 吉岡重太郎(京 都)
- 生田 重徳(大 阪) 伊勢田清次(神 戸)
- 谷口 龜幸(奈 良) 木村兵太郎(膳 所)
- 山本 茂(和歌山) 家石熊太郎(高 松)
- 高橋 龜貴(高 知) 野村 金松(名古屋)
- 小寺 幹雄(岐 阜) 寺崎與太郎(金 澤)

- 水上 友吉(富 山) 井川 信一(山 口)
- 石井 定助(岡 山) 田口 竹治(鳥 取)
- 野崎 重雄(長 崎) 守田 五一(三 池)
- 清松 易藏(佐 賀) 牧野 料(福 岡)
- 渡邊 重雄(小 倉) 森山新之助(大 分)
- 田中 明雄(熊 本) 富永 興一(宮 崎)
- 毛利佐四郎(宮 城) 渡邊 辰治(福 島)
- 福田申太郎(青 森) 高谷由太郎(函 館)
- 高橋又兵衛(旭 川) 淺川 勲吾(網 走)
- 本庄 吉助(十 勝) 計四十五名

- 外に教誨師、
- 齋藤 正繼(宇部宮)
- 河野 基孝(浦 和)
- 興隆 圓海(平 壤)
- 清水 圓爾(大 邸)
- 杉山 顯正(釜 山)
- 瀨本 對山(公 州)
- 古賀 靜岡(西大門)
- 川島 立尊(膳 所)
- 井上 現秀(金 澤)
- 伊藤 博俊(名古屋)
- 計十名

△寺田文學士の死去

犯罪心理學の權威として知られ又當協會事業の爲にも盡さるる所多かりし文學士寺田精一氏は九月四日突然病没せられたり。謹んで哀悼す。

△監獄出張所閉鎖

左記出張所は八月二十一日限り閉鎖せられたり。  
大阪監獄岸和田出張所  
福島監獄中村出張所  
鹿兒島監獄知覽出張所

△伊藤主事新任

吾が監獄協會の事業膨脹と共に事務多忙になりし爲め今回伊藤忠次郎氏(元東京監獄典獄補現在休職)監獄協會主事兼補成會主事として會務を見らるることとなり。

拜啓 陳者愈々御精勵奉慶賀候就ては小生今回監獄協會主事兼補成會主事に轉職相成候間何卒御援助の程願上候  
先は御挨拶迄  
大正十一年九月初旬 敬具 伊藤忠次郎

叙任

命高松監獄勤務	教誨師	本田 義圓(松山)	五級俸下賜	同	伊藤 孝之(十勝)	同	本田 鶴胤(松山)
命松山監獄勤務	同	毛利 昇道(高知)	六級俸下賜	同	中村 基吉(大分)	同	黒瀬 如圓(大分)
給六級俸	看守長	前田 徳三郎(新潟)	同	同	島田 徳太郎(徳島)	同	九級俸下賜
任看守長月俸五三圓給與	看守	富永 久一(新潟)	四級俸下賜	典獄補	鈴木 重静(沖縄)	同	同
一級俸下賜	司法技師	山下啓次郎	六級俸下賜	同	岡 辰造(旭川)	同	同
一級俸下賜	司法書記官	宮城長五郎	同	同	藤居 彦(神戸)	同	同
三級俸下賜	参事官	清水 行恕	七級俸下賜	同	福村 大三郎(松本)	同	同
同	同	長島 毅	同	同	高野直四郎(岡崎)	同	同
五級俸下賜	司法書記官	辻 敬助	同	同	重松勤之助(福岡)	同	同
同	技師	濱野 三郎	同	同	鈴木 仁次郎(福島)	同	同
八級俸下賜	監獄醫	草野勝之助(静岡)	同	同	庄山嘉代吉(安濃津)	同	同
一級俸下賜	典獄	莊田 經輪(福岡)	同	同	萩谷 忠(水戸)	同	同
同	同	寺崎勝治(豊多摩)	同	同	小笠原圓齋(高松)	同	同
同	同	清水精四郎(三池)	同	同	寶藤慶五郎(山口)	同	同
二級俸下賜	同	住江 敬義(高知)	同	同	平原 寛一(小倉)	同	同
同	同	渡邊 武直(前橋)	同	同	北林 浩一(小倉)	同	同
三級俸下賜	同	大谷友治郎(長野)	同	同	櫻井 謙三(富山)	同	同
四級俸下賜	同	高橋修二郎(高松)	同	同	淺 彰彦(福井)	同	同
同	同	屋山朝太郎(松山)	同	同	西元 龍拳(鳥取)	同	同
同	同	松本 一(浦和)	同	同	安藤 義導(金澤)	同	同
同	同	松隈 房吉(岐阜)	同	同	神谷 龍海(盛岡)	同	同
同	同	同	同	同	山下 智性(長野)	同	同

依願免官	同	人	勤務	看守長	松野長太郎(東京)	勤務	看守長	里 誠一(東鴨)
監獄醫	小俣省一郎(集塊)	勤務	任典獄補叙高等官七等八級俸下賜	命堺分監	山崎 治平(膳所)	勤務	任典獄補叙高等官七等七級俸下賜	命東京監獄
任司法局命行刑局勤務	野尻 一(福岡)	勤務	任典獄補叙高等官七等八級俸下賜	命川越分監	伊藤忠次郎(東京)	勤務	任典獄補叙高等官七等七級俸下賜	命東京監獄
給七級俸	看守長	一條 清(札幌)	勤務	依願免官	伊藤忠次郎(東京)	勤務	命休職	典獄補
給九級俸	看守	是松 角太(岡山)	勤務	命岡山監獄勤務給八級俸	萩原 正基(岡山)	勤務	命岡山監獄勤務給八級俸	場生松勝介(廣島)
命講所監獄勤務	看守	澤 直治郎(膳所)	勤務	命八日市場分監長看守長	大島 徳治(千葉)	勤務	命新潟監獄勤務	吉田 唯嗣(高田)
任看守長命岡山監獄勤務	看守長	戸田 孝亮(山口)	勤務	命高田分監長	長嶺梅次郎(新潟)	勤務	免兼官命岐阜監獄勤務	風間 權平(甲府)
給八級俸	看守	愛甲 長藏(岡山)	勤務	任看守長命新監獄勤務	給月俸五十七圓	勤務	會則第十二條第一項第五號により岡山監獄	看守長綾野英氏以下二十名に對し七圓以下
命靜岡監獄勤務	給四級俸	山口 荒治(大曲)	勤務	會則第十二條第一項第五號により岡山監獄	看守長綾野英氏以下二十名に對し七圓以下	勤務	三圓以上を贈與す、又同第三號により福岡監	獄看守村上藤太郎氏に對し八圓を贈與せり
給五俸	同	尾崎吉治郎(片瀨)	勤務	命特任理事會の決議を経て放浪非監獄典獄藤	田又吉氏退族へ三百圓、放京都監獄典獄	勤務	醫中村兼治郎氏退族へ百五十拾圓贈與せり。	
依願免官	同	永鹽 徹(岡山)	勤務	會則第十二條第一項第五號により岡山監獄	看守長綾野英氏以下二十名に對し七圓以下	勤務	三圓以上を贈與す、又同第三號により福岡監	
命奈良監獄勤務	同	杉本 虎吉(大阪)	勤務	會則第十二條第一項第五號により岡山監獄	看守長綾野英氏以下二十名に對し七圓以下	勤務	三圓以上を贈與す、又同第三號により福岡監	
命岡山監獄勤務給四級俸	看守	牛島 五郎(長崎)	勤務	會則第十二條第一項第五號により岡山監獄	看守長綾野英氏以下二十名に對し七圓以下	勤務	三圓以上を贈與す、又同第三號により福岡監	
任看守長給八級俸	看守	富樫 源治(川越)	勤務	會則第十二條第一項第五號により岡山監獄	看守長綾野英氏以下二十名に對し七圓以下	勤務	三圓以上を贈與す、又同第三號により福岡監	
勤務	典獄補	源治(川越)	勤務	會則第十二條第一項第五號により岡山監獄	看守長綾野英氏以下二十名に對し七圓以下	勤務	三圓以上を贈與す、又同第三號により福岡監	
任典獄叙高等官六等、六級俸下賜命福井監獄	典獄補	源治(川越)	勤務	會則第十二條第一項第五號により岡山監獄	看守長綾野英氏以下二十名に對し七圓以下	勤務	三圓以上を贈與す、又同第三號により福岡監	

贈與

おすゝめ

拜啓時下朝夕秋爽を覺え候處  
 益御清程之段奉慶賀候陳者先年  
 出版致候坪井直彦氏著「監獄實  
 務講話は看守日常執務の必携と  
 して且又新任看守教習用として  
 適當の著書にして往々再版希望  
 の申出も有之候に付今般諸表紙  
 裏廣告之通り當協會に於て再版  
 發行致候間會員諸君にして未だ  
 お求めなき方は勿論、現に御所  
 持の方も従前のものにては幾多  
 の改訂増補すべき箇所有之旁々  
 此際なるべく御買換相成様致度  
 候誌上御勸め申上候 早々敬具

大正十一年九月十五日

會員各位 監獄協會



典獄 坪井直彦氏著

改訂 増補

# 行刑實務講話

菊版約三百五十頁  
壹部定價金壹圓貳拾錢  
郵 稅 共

## 豫 約 申 込

らかるるてつ涉に岐多難復てめ極は務事の獄監  
訴に識常き基に理法はてり當にるす理處をれこ  
ばれけなで切適活敏てり依にと驗經と練熟且へ  
行執の務實な預繁要重のこ來從にる然。ぬらな  
典井坪度今がるあでのたつかなが針指るす對に  
な構結に誠はどこた得を書良此りよに力努の獄  
すと又んら知をか物何の業事刑行荷るあでここ  
さ訂改回今も人るたれらせ持所に既論勿は入る  
套舊はでの前ばねは貰てへ換買非是にのもたれ  
〇すまりあで備不

### 要 大 次 目

第十四章	第十三章	第十二章	第十一章	第十章	第九章	第八章	第七章	第六章	第五章	第四章	第三章	第二章	第一章	序論
總監の沿革	收監	拘禁	戒護	作業	作業	教誨教育	給養	衛生醫療	接見及信書	領置	賞罰	釋放	死囚	補遺

發行所 司法部 省內 監獄協會

電話三座八二五・五二八座口替振・五〇五二